

中国地方道路啓開計画 骨子(案)

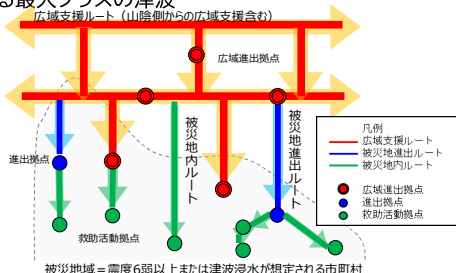
- 目的**
- 令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開が極めて重要であることが改めて認識された。こうした教訓を踏まえ、令和7年には道路法等が改正され、道路啓開計画の策定が法定化された。
 - 「中国地方道路啓開計画」は、中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）の道路管理者及び関係者が構成する協議会での協議を経て、道路法第22条の3に基づく道路啓開計画として策定するものであり、大規模災害時において、関係機関が連携・協力し、道路啓開の実効性の向上を図ることを目的とする。

1. 対象とする災害

- 本計画における対象災害は、**中国地方において甚大な被害が想定される「南海トラフを震源とする地震」**とする。
- 想定する被災地域は、**震度6弱以上または津波浸水が想定される市町村**を基本とする。（岡山県、広島県、山口県の45市町村）。
 - 震度分布：「南海トラフの巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書」(R7.3)に示される南海トラフ地震（陸側ケース）
 - 津波浸水想定：岡山県、広島県、山口県で想定されている最大クラスの津波

2. 道路啓開の目標

- 被災地へのアクセスルートの道路啓開については、**発災から概ね72時間以内に、高速道路等の広域支援ルートから瀬戸内海沿岸部の被災地域へのアクセスを確保することを目標**として、道路ネットワークの整備状況を考慮しつつ実施する。



3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 道路啓開の目標を達成するために、「**広域進出拠点**」「**進出拠点**」「**救助活動拠点**」を設定する。また、路線の役割に基づき「**広域支援ルート**」「**被災地進出ルート**」「**被災地内ルート**」を設定する。
- 拠点は、内閣府の具体計画や岡山県・広島県・山口県の地域防災計画等において指定されている拠点、ルートは緊急輸送道路に指定されている路線を基本（今後指定予定も含む）に選定する。
- 山陰側から山陽側へ向かう広域支援ルートは、高速道路・直轄国道を基本に設定する。

【拠点の考え方】

種別	拠点の役割	啓開目標時間
広域進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点 災害対策を行う行政機関が災害対策本部を設置する拠点 救命・救助活動の司令塔となる拠点 	概ね24時間以内
進出拠点	被災地に向かって広域応援部隊の移動や支援物資を輸送をする際の目標となる拠点	概ね48時間以内
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点	概ね72時間以内

【啓開候補路線の考え方】

種別	路線の役割	啓開目標時間
広域支援ルート	被災地外から甚大被災地域までの広域移動ルート（高速道路等）及び高速道路ICから広域進出拠点までを接続するルート	概ね24時間以内
被災地進出ルート	広域支援ルートから進出拠点を接続するルート	概ね48時間以内
被災地内ルート	広域支援ルート又は被災地進出ルートから救助活動拠点を接続するルート	概ね72時間以内

4. 道路啓開の方法

- 道路啓開にあたり、人命救助を最優先として作業を行い、建物倒壊がれき・津波堆積物、橋梁段差、盛土・斜面崩壊・落石、放置車両等の被害に対し、緊急車両の通行帯（1車線・啓開幅5m）を確保する。
- 大規模災害発生後、**道路管理者及び関係機関が、いつ・何を実施するかを明確にした具体的な行動計画（タイムライン）を作成し、共有したうえで、連携して実効性の高い道路啓開を実現する。**
- 道路啓開作業は、各道路管理者と建設業協会が締結する災害協定及び通年契約している道路維持工事等の業者の協力を基本として実施する。

5. 資機材の備蓄・調達

- 「中国地方道路啓開計画（令和7年3月）」の被災の考え方や能登半島地震の教訓を踏まえて設定した**被災量と必要資機材量を算出し、被災想定に対応するための必要資機材を中心に道路管理者および災害協定業者の保有量を確認し、備蓄量を整理する。**
- 能登半島地震の教訓を踏まえ、道路の啓開や復旧を迅速に行うため、常温合材等の資材の備蓄状況を把握するとともに、アスファルトプラントの位置を資機材の保有場所とあわせて図示し、関係者間で共有する。

6. 実践的な訓練

- 優先ルート選定訓練、情報収集・伝達訓練、土砂・がれき撤去や車両移動等の実働訓練等の主な訓練メニューを適宜組み合わせ、**年1回以上、ブロック単位での訓練を実施する。**

7. 情報収集・伝達

- 道路啓開作業の手順（タイムライン）を踏まえて、**道路管理者と関係機関における情報収集・伝達に関わる体制・系統図等を整理する。**
- 孤立集落等被害状況に係る情報伝達体制、ライフライン、公共交通の被害情報伝達体制を整理する。

8. その他

- 道路啓開計画は**定期的に見直しを行う**ことを基本とする。
- 道路啓開をはじめ緊急復旧や救命救助、物資輸送を行う機関の集積拠点として、**啓開ルートに隣接する「道の駅」の駐車場の規模や防災機能等を地図と一覽で整理し、機能強化について検討する。**
- 発災後できる限り早期に啓開ルートを選定することができるよう、優先啓開候補路線における**橋梁の耐震化状況、高盛土、無電柱化状況、地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物等のリスクを図上に整理し、事前に迂回ルートを設定する。**
- 地域の道路ネットワークの課題等について整理する。**
- 風水害、雪害が同時若しくは後発で発生することも想定し、道路啓開の安全かつ着実な実施に向け、**土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域を図示し、想定されうるシナリオや課題について整理し、関係者間で認識を共有する。**

令和7年9月4日

令和7年度 第1回中国地方道路啓開協議会 開催
※道路法改正による道路啓開の新たな枠組み、今後の進め方



※ワーキンググループで実務的な検討を実施

令和8年2月3日

令和7年度 第2回中国地方道路啓開協議会
※対象となる災害、道路啓開の目標、優先的に道路啓開を実施する路線・区間の審議



※ワーキンググループで実務的な検討を実施

令和8年3月9日
(書面開催)

令和7年度 第3回中国地方道路啓開協議会
※骨子案(資機材の備蓄・調達・訓練、情報収集・伝達、啓開ルート上のリスク、複合災害への対応の審議等)



※ワーキンググループで
道路啓開計画(案)の検討を実施

令和8年3月中旬

令和7年度 第4回中国地方道路啓開協議会
※法定版道路啓開計画の審議



令和8年3月下旬

改正道路法に基づく
中国地方道路啓開計画 策定・公表

令和8年度

各県単位 道路啓開協議会 設立



各県単位 道路啓開計画 策定・公表

道路啓開の方法について (4号関係)

4-1 道路啓開作業

4-1-1 道路啓開の作業体制の構築

- 道路管理者と建設業協会等協定団体は、発災後直ちに道路啓開の作業体制を構築する。
- 建設業協会等協定団体は、道路パトロールを自動的に開始、道路の被害状況を把握し、道路管理者に報告する。道路管理者は被害状況を集約する。

4-1-2 啓開ルート決定

- 発災後は、中国地方整備局、NEXCO、本四高速、広島高速、県、市町村の各道路管理者において、優先啓開路線の緊急点検を実施、被災状況を把握し、優先啓開路線の通行可否の判断や通行禁止措置を実施する。
- 道路管理者間で優先啓開路線の被災状況を集約・共有したうえで、啓開ルートを選定し、関係機関と共有するとともに、災害協定業者等と連携し道路啓開作業に着手する。
- なお、被災・損傷が確認された橋梁については、迂回路の設定、または仮橋の架設等の対応を検討するなど、被災状況により啓開作業が長時間化することが想定される区間については、代替ルートを設定する。
- また、代替ルートについては、道路法による道路のみならず、農道、林道等も含めて検討することとする。

4-1-3 道路啓開の作業要領

(1) 必要幅員の確保

- 道路啓開にあたり、人命救助を最優先として作業を行い、建物倒壊がれき・津波堆積物、橋梁段差、盛土・斜面崩壊・落石等の被害に対し、緊急車両の通行帯(1車線・啓開幅5m)を確保する。

○建物倒壊がれき・津波堆積物



- ・建物倒壊や、津波により運ばれたがれき等が道路に堆積し、車両の通行を遮断

・バックホウやブルドーザにより撤去し、道路脇へ移動

⇒

・いずれの道路においても発生するため必要資機材の算定に考慮

○橋梁段差



- ・地震動などにより橋台部分に段差が生じ、車両の通行に支障

・土のうや鉄板などにより段差を解消

⇒

・多数の橋梁において発生する可能性が高いため、必要資機材の算定に考慮

○盛土・斜面崩壊・落石



- ・盛土崩壊に伴う道路陥落により車両の通行を遮断
- ・斜面崩壊に伴う道路上への土砂の堆積により車両の通行に支障

・盛土崩壊：迂回路を設定

・斜面崩壊・落石：道路上の堆積物をバックホウなどにより撤去

⇒

・能登半島地震時に、盛土部や切土部での災害も発生していることから必要資機材の算定に考慮

(2) 道路啓開の役割

- 道路啓開を行う際は、下表の役割分担のとおり、関係者が連携のもと実施することとし、特に土砂崩落等により要救助者が存在する可能性がある場合は、人命救助等を行う警察、消防、医療、自衛隊と連携のうえ道路啓開を実施する。

カテゴリー	協議会構成機関	道路啓開における役割
道路管理者	国：中国地方整備局 県・政令市：各県道路部局、広島県道路公社、岡山市、広島市 高速道路事業者：西日本高速 道路(株)、本州四国連絡 高速道路(株)、広島高速道路公社	道路管理者として被害状況把握、啓開作業を実施及び協定業者に指示
港湾・航路関係機関	中国地方整備局港湾・空港部	総合啓開に係る道路啓開との調整を実施
警察	中国四国管区警察局、各県警	通行止め等交通規制、道路啓開作業時の救助救出に対応
自衛隊	陸上自衛隊	道路啓開作業時の救助救出に対応 道路啓開作業への支援 緊急物資輸送等に係る支援
	海上自衛隊・航空自衛隊	緊急物資輸送等に係る支援
県災害対策本部	各県危機管理・福祉部局	道路啓開に向けた調整、情報提供等
建設業協会等協定団体	(一社)日本建設業連合会・各県支部、(一社)建設コンサルタント協会、認定NPO法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	道路啓開作業の実施
	(一社)日本自動車連盟中国本部NPO法人 全日本レッカー協会	放置車両の移動
	(一社)日本建設機械レンタル協会、(一社)日本建設機械施工協会	道路啓開に必要な資機材の調達
	NPO法人 防災レジリエンス二輪協会	バイク等を用いた被災調査の実施
ライフライン事業者	中国電力(株)、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ	道路啓開作業中の電柱撤去
	(公社)日本水道協会	道路啓開作業中の上下水道への対応
	広島ガス(株)、(一社)日本コミュニティーガス協会	道路啓開作業中のガス施設への対応

4-1 道路啓開作業

状況	役割					
	県災害対策本部	道路管理者 建設業協会等協定団体	ライフライン事業者	警察	自衛隊	港湾・航路 関係機関
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開に向けた調整、情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者として被害状況把握、啓開作業を実施及び協定業者に指示 道路啓開作業の実施 放置車両の移動 道路啓開に必要な資機材の調達 バイク等を用いた被災調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開作業中の電柱撤去 道路啓開作業中の上下水道への対応 道路啓開作業中のガス施設への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 通行止め等交通規制、道路啓開作業時の救助救出に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開作業時の救助救出に対応 道路啓開作業への支援 緊急物資輸送等に係る支援 	<ul style="list-style-type: none"> 総合啓開に係る道路啓開との調整を実施
1. 道路パトロール	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査、集約 	<ul style="list-style-type: none"> パトロールによる被害状況確認 要救助者の発見・関係機関に通報 ライフラインの異常を発見ライフライン事業者に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査(ライフライン) 			
2. 人命救助				<ul style="list-style-type: none"> 通報を受け現地に出動 がれき内の捜索・救助・救出活動 		
3. 放置車両の移動・撤去		<ul style="list-style-type: none"> 放置車両の移動・撤去(災害対策基本法第76条の6) 	連携	<ul style="list-style-type: none"> 放置車両の移動・撤去(災害対策基本法第76条の6) 		
4. がれきの撤去		<ul style="list-style-type: none"> 対象道路のがれき撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン対応 電気、電線、道路照明 危険物(ガス等) 水道施設、下水道施設 			

4-1 道路啓開作業

(3) 啓開作業実施可否等について

- 啓開作業実施者は、啓開作業実施において、浸水想定区域内外どちらにおいても、津波や余震等の情報を収集できる状況を確認し、緊急避難情報等を入手した場合に備え、事前に速やかに避難できる安全な場所を確認しておく。
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合においては、南海トラフ地震防災対策推進地域の浸水想定区域内外どちらにおいても、二次災害防止のため、情報連絡体制の確立、作業の中止、作業の再開・点検等の安全措置を講じる。

1) 情報連絡体制の確立

- 関係機関(警察及び消防、道路管理者等)と緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておく。
- 作業実施時に、ラジオ、インターネット等を常備し、常に気象情報の入手に努める。また、作業員への連絡伝達のための設備を必要に応じ設置する。

2) 作業の中止

- 余震等に十分注意して道路啓開作業を実施することとし、以下のとおり中止基準を設定し、安全が確保できないと判断した場合は退避する。
 - 震度4以上の余震が発生した場合は、直ちに作業を中止すること。なお、震度4未満の余震であっても、現場ごとに注意基準(監視強化)、警戒基準(作業中断・待機)等を設定すること
 - 悪天候(下記事象発生)場合は、作業を中止すること
 - 「強風」: 10分間の平均風速が毎秒10m以上の風
 - 「大雨」: 1回の降雨量が50mm以上の降雨または大雨警報の発表
 - 「大雪」: 1回の降雪量が25cm以上の降雪または大雪警報の発表
 なお、上記基準未満であっても、現場ごとに注意基準(監視強化)、警戒基準(作業中断・待機)等を設定すること
 - 津波に対する警報が発せられた場合は、安全な場所へ作業員を避難させること
 - 啓開作業実施者は、作業を中止した場合は、作業員を安全な場所に退避させること

3) 作業の再開・点検

- 作業を再開する場合、作業現場の地盤、斜面の状況(ゆるみ、崩壊、陥没等)、仮設物、資機材等を十分に点検する。
- 啓開実施者は、点検を実施し作業を再開する場合には道路管理者に連絡する。



図 浸水想定区域内外における啓開作業のイメージ

(4) 災害対策基本法に基づく道路啓開及び車両等の移動について

- 迅速な道路啓開作業において、道路管理者による放置車両等の移動・撤去が必要な場合には、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き(平成26年11月(令和7年11月一部改訂)国土交通省道路局)を踏まえて実施するものとする。
- なお、道路管理者が車両等の移動を行う場合には、災害対策基本法による権限を行使することとなるため、道路管理者の身分証明書を携行し、対応する。道路管理者から委託された災害協定業者等の民間事業者においても、身分証明書を携行するものとし、地方整備局等の職員が不在であっても民間事業者が単独で対応可能となるようにする。

4-2 道路啓開作業の手順(タイムライン)

【ガイドライン記載事項】

(1) 道路啓開作業の手順(タイムライン)

道路啓開の目標とする地震発生から72時間までに必要となる道路管理者及び関係者が実施すべき事項について、役割分担を明確にしてタイムラインを作成する。その中で、津波や余震・後発地震に関わる警報等が発出された場合における啓開作業の実施の可否等の対応⁵についても明確にすることが必要である。

5 南海トラフ地震臨時情報が発出された場合における啓開作業の対応については、別途通知する予定である。

- 大規模災害発生後、道路管理者及び関係機関が、いつ・何を実施するかを明確にした具体的な行動計画(タイムライン)を作成し、共有したうえで、連携して実効性の高い道路啓開を実現する。
- なお、道路啓開対応は、タイムラインを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて、臨機の対応を行うものとする。
- また、タイムラインに基づき、道路管理者と関係機関は、情報体制・系統図に従い、情報収集・伝達を確実に行う。
- 特に、発災後72時間までに必要となる行動については、タイムラインを踏まえ、情報共有・伝達を円滑に実施する。

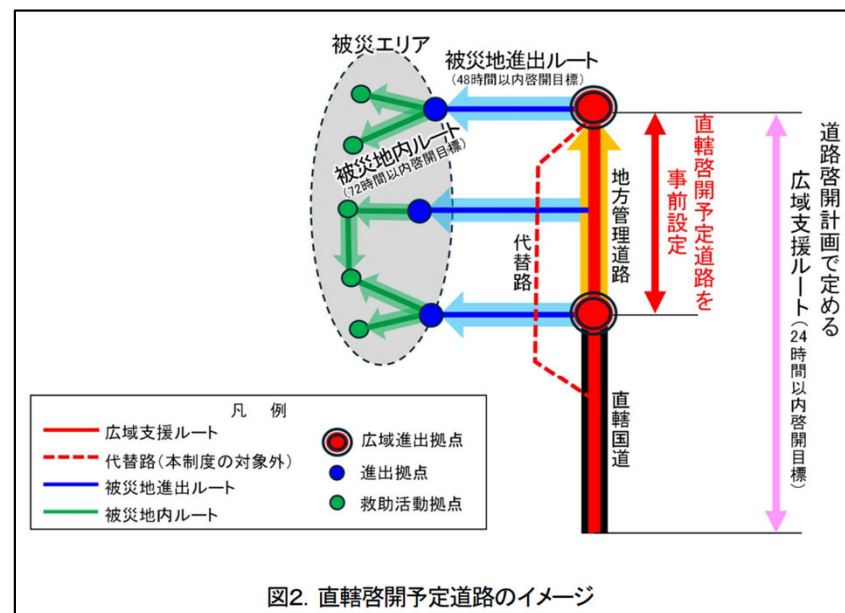
【ガイドライン記載事項】

1) 24条承認の特例

- 今般の改正法により、発災直後の道路啓開を円滑化するため、国等が本来道路管理者に代わって道路啓開（事実行為⁶に限る）を行う路線・区間について、本来管理者も参加する道路啓開計画協議会において協議を行い、道路啓開計画に記載した場合、災害時に本来管理者から道路法第24条の承認を経ずに啓開することができる（以下、「本制度」と言う。）こととなった。当面、対象となるエリアは半島部を基本とし、協議会において具体的な路線・区間の調整を行うこととする。

⁶土砂や瓦礫の撤去など公権力の行使を伴わない行為。

- 国が本制度を適用する路線・区間（以下、「直轄啓開予定道路」という。）については、24時間以内の啓開を目標とするルートを中心に、主要な拠点までの主軸となる路線・区間について設定することを基本とする。また、直轄啓開予定道路が大きく被災する場合も想定し、代替路（本制度の対象外）についても事前設定し、初動の円滑化を図ることも可能である（図2）。
- 本制度を適用する路線・区間について、地震規模・震度など発動する条件について、本来管理者と調整のうえ、計画において明確に示すとともに、発動時に本来管理者に連絡可能な場合は、事前に啓開着手前に連絡を行うこととする。
- なお、上記路線・区間については、平時より、その管理状況に関して本来管理者と必要な情報を共有するとともに、必要に応じて対策を促すなど、円滑な道路啓開が可能となるよう調整を行っておくことが必要である。



4-3 管理区分を超えた道路啓開の実施

【ガイドライン記載事項】

2) 啓開の権限代行への移行（第17条第7項、第8項、第48条の19第1項）

- 本制度に基づく啓開作業（事実行為）の開始後、大量の「放置車両⁷」や「倒壊電柱等の占用物」の移動・撤去が必要となる場合、移動・撤去に関わる権限は本来管理者にあるため、本来管理者への個別確認を多数実施する必要がある。このため、重要物流道路については道路法第48条の19第1項、それ以外の道路については道路法第17条第7項に基づく権限代行への移行⁸を本来管理者と調整する。
- なお、都道府県が啓開する道路においては、道路法第17条第8項に基づく権限代行への移行を本来管理者と調整する。

⁷参考：逐条解説 災害対策基本法 [第四次改訂版]（令和6年4月 防災行政研究会）

緊急通行車両の通行のための最低限の通行区間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある車両。

⁸道路法第17条第7項、第48条の19第1項における権限代行への移行手続き等については、別途通知する。

3) 費用負担

- 道路啓開計画の規定に基づいて行われた24条承認の特例による道路啓開に要した費用の負担は、道路法第49条に基づき、本来道路管理者が負担する。なお、国が行った道路法第17条第7項又は第48条の19第1項に基づく権限代行による道路啓開に要した費用の負担は、道路法第53条に基づき、まずは国が全額負担し、本来管理者は道路法第50条第5項、第51条第3項に基づいて、要した費用を国庫へ納付する。

4-3 管理区分を超えた道路啓開の実施

- 中国地方において半島振興法において半島振興対策実施地域として指定されている半島、及び国土地理院が整理する地図上で半島と明記されている箇所は、**「島根半島」「児島半島」「江能倉橋島地域」「室津大島地域」の4箇所**である。これらの地域において、下記**①～③の条件をすべて満たす地域を直轄啓開予定道路の対象となる地域とする。**
 - 地震・津波の被害を受ける（震度6弱以上津波3m以上）
 - 南海トラフ地震：地震防災対策推進地域、津波特別強化地域
 - 県の地域防災計画等に位置付けられる広域応援の受入れのための防災拠点※が存在
 - ※災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
 - 広域進出拠点への主要なアクセスが県管理道路となる
 - 直轄国道で広域進出拠点に到達できない
- 下記整理により、いずれの半島も国等が本来道路管理者に代わって道路啓開を行う路線・区間に該当しないため、**24条特例承認区間は設定しない。**

半島	条件			判定
	①	②	③	
島根半島 (島根県)	×	—	—	対象外
児島半島 (岡山県)	○	○	×	対象外
江能倉橋 島地域 (広島県)	○	×	—	対象外
室津大島 地域 (山口県)	○	×	—	対象外

4-4 道路啓開を実施する建設業者の範囲

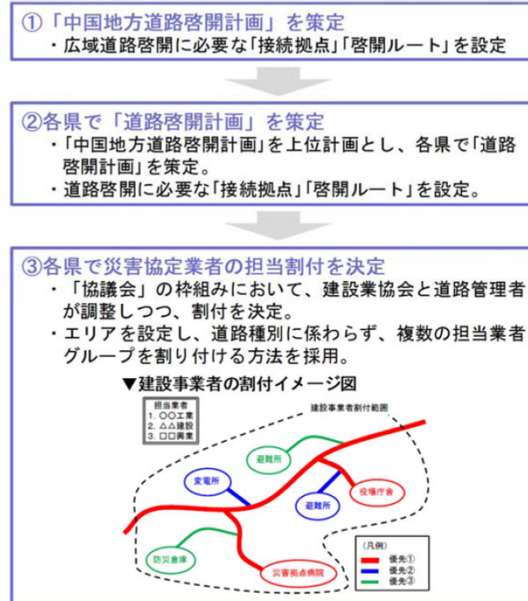
【道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】(R7.7)記載事項】

(3) 道路啓開を実施する建設業者の範囲について

- 各道路管理者において道路維持工事等を契約している道路維持業者や、建設業協会等と締結する災害協定により、啓開路線・区間毎又はエリア毎に建設業者等の啓開作業の実施範囲を定めておくことが望ましい。

【過年度までの設定経緯】

- 「中国地方道路啓開計画」を策定後、これを上位計画とし、各県で「道路啓開計画」を策定する。
- 各県で、道路管理者自らが管理する道路（啓開ルート）の災害協定業者の担当割付を実施する。
- 「協議会」の枠組みにおいて、建設業協会と道路管理者が調整しつつ、割付を決定する



- これまでの設定経緯と設定された業者を確認し、法定化計画で位置づけた路線に対する整理を実施する。
- ただし、公表資料には、具体の業者名などは掲載せず、割付図を協議会や道路啓開の担当者間で共有する
- 各部会での割り付けに変更等あった場合は、速やかに連絡する

4-4 道路啓開を実施する建設業者の範囲

- 道路啓開作業は、各道路管理者と建設業協会が締結する災害協定及び通年契約している道路維持工事等の業者の協力のもと、下表に示す範囲を基本として実施する。
- 建設業協会は、災害協定に基づき、道路啓開対象路線の作業を円滑に実施できる体制をあらかじめ構築し、道路管理者との情報共有を図ることとする。

道路啓開 担当機関	道路啓開を担う建設業者等	
中国地方整備局	直轄国道 岡山・広島・山口県内	<ul style="list-style-type: none"> 通年で実施している道路維持工事等の企業 及び災害協定に基づく建設業団体
	直轄国道 島根・鳥取県内	<ul style="list-style-type: none"> 通年で実施している道路維持工事の企業等
西日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における災害応急復旧業務に関する協定書に基づく建設企業 	
各県	<ul style="list-style-type: none"> 建設業協会との細目協定に基づく各土木事務所管内ごとの建設企業 	

資機材の備蓄・調達 (5号関係)

5. 資機材の備蓄・調達(5号関係)

【道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】(R7.7)記載事項】

(1) 資機材(建設機械含む)の必要量の算出

- 道路啓開に必要となる資機材については、**優先的に啓開を実施する路線・区間における被災想定(橋梁等の段差、法面崩落、沿道建物の崩壊等)**を基に資材(土砂、碎石、土嚢袋、ブルーシート等)の必要量を算出する。また、啓開完了目標時間を踏まえ啓開作業のパーティ数を設定し、機材(建設機械を含む)の必要量を算出する。

(2) 備蓄量及び不足量の確認

- 道路管理者が保有している資機材に加え、災害協定を締結した建設業者等が平時より保有している資機材の備蓄量を確認**するとともに、上記(1)にて算出された資機材の必要量を基に、不足量を確認する。

(3) 不足量への対応(調達)

- 上記(2)において、必要な資機材が不足する場合、**レンタル・リース業者等との災害協定の拡充や、必要に応じ他地域からの受援について設定**する。受援でも対応できない場合は、道路管理者による調達について計画する。

(4) 備蓄量の確認と見直し

- 道路管理者は、災害協定を締結した建設業者等における資機材の備蓄状況について、**年1回確認することを基本**とし、備蓄量が大きく増減する際には、随時報告を受けるものとする。また、備蓄した資機材の場所と量について地図上に整理する。

- 本計画における想定被災は、現計画の被災想定を踏襲し、算定を実施する。
- 資機材については、道路管理者および災害協定業者の備蓄量を確認する。

5. 資機材の備蓄・調達(5号関係)

【検討の流れと内容】

必要量

- 「中国地方道路啓開計画(令和7年3月)」の被災の考え方や能登半島地震の教訓を踏まえて設定
(①建物倒壊がれき、②津波堆積物、③橋梁段差、④段差/盛土/切土崩壊)
- 対象とする啓開候補路線は、「広域進出ルート」「進出ルート」「被災地内ルート」

備蓄量

- 被災想定に対応するための必要資機材を中心に道路管理者および災害協定業者の保有量を確認
※ 多様な対応を実施することも想定されるため、考えられる項目を収集
※ 他地域に比べ、相対的には被災は大きくないため、他地域への支援も考えられる

不足量

- 必要量に対する備蓄量を確認
- 能登半島地震では、アスファルトプラント等の被災により、アスファルト合材の清算が困難となり、砂利と常温合材を活用した。この経験を踏まえ、砂利と常温合材についても常時保有量を確認する

調達計画

- 道路管理者は、災害協定を締結した建設業者等における資機材の備蓄量について年1回確認をおこなう。
- 想定を超えた資機材量が必要になった場合は、他の道路管理者等の関係機関からの支援を想定。道路管理者での調達も想定

5-1 資機材の必要量の算出

【想定する被災想定】

- 72時間以内に5mの幅員を確保、緊急車両の通行を確保するための考え方を示す。

想定項目	被災の内容	中国地方における考え方
津波堆積物	・津波により運ばれたがれき等が道路に堆積	・いずれの道路においても発生するため必要資機材の算定に考慮
建物倒壊がれき	・建物倒壊等によるがれき等が道路に堆積	〃
道路水没	・津波によりアンダーパスなどが水没し、車両の通行を遮断	・アンダーパスなど水没リスクの高いルートは選定しないため、必要資機材の算定に考慮しない
橋梁流出	・津波や流出したがれきなどの衝撃により、桁や橋脚などが流出し、車両の通行を遮断	・発生の可能性が低い及び早期の対応は迂回での対応が現実的なため、必要資機材の算定に考慮しない
橋梁段差	・地震動や液状化などにより橋台部分に段差が生じ、車両の通行に支障	・多数の橋梁において発生する可能性が高いため、必要資機材の算定に考慮
道路段差・盛土・斜面崩壊	・盛土崩壊に伴う道路陥落により車両の通行を遮断 ・斜面崩落に伴う道路上への土砂の堆積により車両の通行に支障	・能登半島地震時に、盛土部や切土部での災害も発生していることから算定に考慮
液状化	・道路面の陥没・滞水・マンホール等の地下埋設物の浮揚・隆起	・緊急車両の通行幅の確保は可能であるため、必要資機材の算定に考慮しない
電柱・標識の倒壊	・電柱の折損・倒壊により車両の通行に支障	・折損・倒壊などの場合、がれき撤去作業に含まれると考えられるため、必要資機材の算定に考慮しない
放置車両	・避難者が道路上に放置した車両により緊急車両の通行に支障	・津波による浸水深が小さく、大規模な放置車両は発生しないと想定されるため、必要資機材の算定に考慮しない

5-1 資機材の必要量の算出

【被災想定算定式】

- 72時間以内に5mの幅員を確保、緊急車両の通行を確保するための考え方を示す。

想定項目	被災想定考え方	算定(算定根拠)																																							
津波堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水域内において、津波により土砂・汚泥等が道路上に堆積すると想定。 ・堆積物は浸水域内において一様に分布すると仮 	$\text{啓開津波堆積物量} = \text{道路啓開延長} \times \text{啓開幅} \times \frac{\text{県別津波堆積物量}^{\ast 2}}{\text{各県の浸水面積}^{\ast 3}}$																																							
建物倒壊がれき	<p>【浸水範囲外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6強以上で道路閉鎖リスクあり ・中国管内において、震度6強以上かつ2車線以下の区間はある^{※1}が、道路と沿道建物の距離が離れており、道路閉塞は生じない。 ・山間部においては建物密集度が低く、浸水域外での道路閉塞は発生しないと想定 <p>【浸水範囲内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物がれきが発生すると想定 	$\text{啓開がれき量} = \text{道路啓開延長} \times \text{啓開幅} \times \frac{\text{県別がれき発生量}^{\ast 2}}{\text{各県の浸水面積}^{\ast 3}}$																																							
橋梁段差	<p>①液状化による段差の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地盤が沈下することにより、橋台背面において段差が発生（液状化危険度想定：PL値15以上） <p>②揺れによる段差の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地域において、耐震性能3の橋梁が揺れにより支承部からの逸脱による段差が発生 	1橋台あたり、30cmの段差ができると想定																																							
段差/亀裂盛土・斜面崩壊	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災、能登半島地震の経験を踏まえた、震度別道路施設の被害率^{※4}から、直轄国道、補助国道、都道府県道等ごとに一定の割合^{※5}で、被災が起きることを想定 	<p>表 5.1.1 震度別道路施設被害率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">震度</th> <th>直轄国道</th> <th>補助国道、都道府県道、市町道</th> </tr> <tr> <th>原単位(箇所/km)</th> <th>原単位(箇所/km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度4以下</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>震度5弱</td> <td>0.035</td> <td>0.016</td> </tr> <tr> <td>震度5強</td> <td>0.11</td> <td>0.049</td> </tr> <tr> <td>震度6弱</td> <td>0.16</td> <td>0.071</td> </tr> <tr> <td>震度6強</td> <td>0.17</td> <td>0.076</td> </tr> <tr> <td>震度7</td> <td>0.48</td> <td>0.21</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 5.1.2 道路種別毎の被災割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>直轄国道</th> <th>のと里山海道等</th> <th>県・市町管理道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段差・亀裂</td> <td>1.00</td> <td>0.48</td> <td>0.41</td> </tr> <tr> <td>斜面崩落</td> <td>0.00</td> <td>0.04</td> <td>0.54</td> </tr> <tr> <td>盛土崩落</td> <td>0.00</td> <td>0.48</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>直轄国道：穴水道路、輪島道路は除く のと里山海道等：穴水道路、輪島道路、のと里山海道 県・市町管理道路：のと里山海道は除く</p>	震度	直轄国道	補助国道、都道府県道、市町道	原単位(箇所/km)	原単位(箇所/km)	震度4以下	—	—	震度5弱	0.035	0.016	震度5強	0.11	0.049	震度6弱	0.16	0.071	震度6強	0.17	0.076	震度7	0.48	0.21		直轄国道	のと里山海道等	県・市町管理道路	段差・亀裂	1.00	0.48	0.41	斜面崩落	0.00	0.04	0.54	盛土崩落	0.00	0.48	0.05
震度	直轄国道	補助国道、都道府県道、市町道																																							
	原単位(箇所/km)	原単位(箇所/km)																																							
震度4以下	—	—																																							
震度5弱	0.035	0.016																																							
震度5強	0.11	0.049																																							
震度6弱	0.16	0.071																																							
震度6強	0.17	0.076																																							
震度7	0.48	0.21																																							
	直轄国道	のと里山海道等	県・市町管理道路																																						
段差・亀裂	1.00	0.48	0.41																																						
斜面崩落	0.00	0.04	0.54																																						
盛土崩落	0.00	0.48	0.05																																						

※1 広島県内・国道2号新倉交差点～本郷大橋東詰交差点

※2 各県の災害廃棄物処理計画による値

※3 南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会

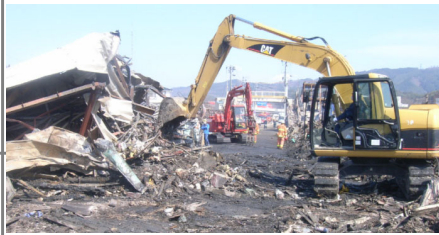



※4 南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要における道路施設被災率(浸水域外)より

※5 能登半島地震で北陸地方整備局が道路啓開した被災実態を踏まえ、道路種別毎の被災割合(斜面崩落、盛土崩壊、亀裂・段差)を設定

5-1 資機材の必要量の算出

【必要資機材の算定式】

- 道路啓開に必要な資機材の算定方法と日当たりの作業能力を示す
- なお、道路啓開として緊急車両が通行可能な5mの幅員を確保することを目的とし、復旧/復興の数量は含まない

想定項目	必要資機材の考え方	日作業能力	作業イメージ
津波堆積物	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ等により道路両脇へ移動(資機材) バックホウ 2台 ホイールローダ 1台 運転士 3名 作業員 2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・1920t/日 ※8時間×3パーティでの稼働 	
建物倒壊がれき	//	//	
橋梁段差	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁段差部に土のうを設置(資機材) バックホウ 2台 ダンプトラック 1台 運転士 3名 作業員 2名 30cm段差 : 土砂6.7m³ 砕石(10cm) 100m² 	100橋台/日	
段差/亀裂 盛土・斜面崩壊	<p>【段差/亀裂】 : 迅速な啓開を念頭に、土砂や砕石などにより通行幅の段差を解消 ブルドーザー1台 作業員4名/班</p> <p>【盛土崩壊】 : 崩壊箇所への盛土の施工、摺り付けによる通行幅の確保 ブルドーザ 1台 バックホウ1台 作業員9人</p> <p>【斜面崩壊】 : 崩壊箇所の土砂の除去および土嚢設置による通行幅の確保 ブルドーザ 1台 バックホウ2台 作業員9人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・段差亀裂 10箇所/日 ・盛土崩壊(3m) 1.3箇所/日 ・斜面崩壊 13m/日 	 <p>段差・亀裂箇所の道路啓開</p>  <p>斜面崩壊箇所の道路啓開</p>

5-1 資機材の必要量の算出

【被災量の算定】一定の想定に基づき、算出した被災量を示す

県名	ルート種別	管理者	道路啓開すべきがれき量			橋梁 段差発生 [箇所]	道路被災		
			建物がれき [t]	津波堆積物 [t]	合計 [t]		段差・亀裂 [箇所]	斜面崩壊 [箇所]	盛土崩壊 [箇所]
岡山県	広域支援	直轄	3,315	2,539	5,854	6	10	0	0
		県・政令市	11,855	9,081	20,936		6	7	1
	被災地進出	直轄	5,082	3,892	8,974	4	6	0	0
		県・政令市	26,067	19,966	46,033		3	4	1
	被災地内	直轄	0	0	0	0	1	0	0
		県・政令市	898	688	1,586		1	1	1
小計			47,217	36,167	83,384	10	27	12	3
広島県	広域支援	直轄	22,185	2,528	24,713	88	13	0	0
		県・政令市	44,335	5,052	49,387		7	9	1
	被災地進出	直轄	1,225	140	1,365	8	7	0	0
		県・政令市	18,276	2,083	20,358		4	5	1
	被災地内	直轄	0	0	0	0	0	0	0
		県・政令市	1,044	119	1,163		1	1	1
小計			87,065	9,921	96,986	96	32	15	3
山口県	広域支援	直轄	280	2,165	2,445	2	10	0	0
		県・政令市	993	7,681	8,674		6	7	1
	被災地進出	直轄	0	0	0	0	2	0	0
		県・政令市	435	3,367	3,803		3	4	1
	被災地内	直轄	46	359	405	0	1	0	0
		県・政令市	127	986	1,113		1	1	1
小計			1,881	14,558	16,439	2	23	12	3
合計			136,164	60,645	196,809	108	82	39	9

5-1 資機材の必要量の算出

【必要資機材の算定】被災量に対して、必要な資機材について示す

(県単位・管理者単位・ルート単位で被災調査完了後一斉に被災箇所を開始する想定)

県名	ルート種別	管理者	バックホウ	ブルドーザ	ダンプトラック	ホイールローダ	振動ローラー	タイヤローラ	大型土嚢	土砂	碎石	人員
			[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	[台]	[袋]	[m3]	[m3]	[人]
岡山県	広域支援	直轄	7	2	1	1	1	1	0	40.2	60	29
		県・政令市	58	3	1	1	1	1	24	0	0	100
	被災地進出	直轄	5	1	0	0	0	0	0	26.8	40	17
		県・政令市	48	3	1	1	1	1	14	0	0	97
	被災地内	直轄	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
		県・政令市	7	2	0	0	0	0	4	0	0	19
	小計			119	12	3	3	3	3	38	67	100
広島県	広域支援	直轄	26	4	2	2	2	2	0	589.6	880	89
		県・政令市	94	4	2	2	2	2	30	0	0	187
	被災地進出	直轄	1	1	0	0	0	0	0	53.6	80	7
		県・政令市	35	3	1	1	1	1	17	0	0	64
	被災地内	直轄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		県・政令市	7	2	0	0	0	0	4	0	0	19
	小計			157	14	5	5	5	51	643.2	960	366
山口県	広域支援	直轄	3	4	3	3	3	3	0	13.4	20	35
		県・政令市	46	3	1	1	1	1	24	0	0	69
	被災地進出	直轄	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
		県・政令市	26	2	0	0	0	0	14	0	0	34
	被災地内	直轄	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6
		県・政令市	7	2	0	0	0	0	4	0	0	19
	小計			83	13	4	4	4	42	13.4	20	167
合計			359	39	12	12	12	12	131	723.6	1080	762

5-2 備蓄量及び不足量の確認

【備蓄量及び不足量の確認】

不足量	バックホウ	ブルドーザ	ダンプ	大型土嚢
	[台]	[台]	[台]	[袋]
岡山県	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし
広島県	不足なし	不足なし	不足なし	-1,327
山口県	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし
合計				-1,327

P 備蓄品の回答待ち

【必要資機材の算定】

【保有量】

県名	ルート 種別	バックホウ	ブルドーザ	ダンプ	大型土嚢	保有量	バックホウ	ブルドーザ	ダンプ	大型土嚢	
		[台]	[台]	[台]	[袋]		[台]	[台]	[台]	[袋]	
岡山県	広域支援	46	2	1	144	岡山県	道路管理者	0	0	18	2,649
	被災地進出	26	1	1	94		災害協定業者	286	19	168	0
	被災地内	5	1	0	4	小計	286	19	186	2,649	
	小計	77	4	2	242	道路管理者	0	0	1	494	
広島県	広域支援	105	2	2	179	広島県	災害協定業者	265	26	313	150
	被災地進出	24	1	1	177	小計	265	26	314	644	
	被災地内	5	1	0	4	山口県	道路管理者	0	0	0	484
	小計	134	4	3	1,971	災害協定業者	1,065	32	824	15,349	
山口県	広域支援	28	2	1	64	小計	1,065	32	824	15,833	
	被災地進出	12	1	0	14	島根県	道路管理者	0	0	0	544
	被災地内	5	1	0	4	災害協定業者	0	0	0	0	
	小計	45	4	1	82	小計	0	0	0	544	
合計	256	12	6	2,295	鳥取県	道路管理者	0	0	0	8,367	
					災害協定業者	1,042	33	775	11,012		
					小計	1,042	33	775	19,379		
					合計	1,616	77	1,324	19,126		

※中国地方内では十分充足する見込み

5-2 備蓄量及び不足量の確認

＜能登半島地震を踏まえた備え＞

- 能登半島地震においては、主要なアスファルトプラントが被災し、アスファルト合材の生産が困難となった。このため、現場では砂利による簡易的な復旧や常温合材の活用など、工夫を重ねながら道路の啓開・応急復旧を進めた。
- こうした経験を踏まえ、道路の啓開や復旧を迅速に行うため、常温合材等の資材の備蓄状況を把握するとともに、アスファルトプラントの位置を資機材の保有場所とあわせて図示し、関係者間で共有する。
- また、アスファルトプラント等が被災した場合でも合材等の広域運搬が可能となる技術の普及促進や、新技術の開発にも積極的に取り組む。
- さらに、能登半島地震では保安資機材の確保・提供を行い、被災施設の二次被害防止や道路利用者の安全確保に寄与した。
- これら資材の備蓄状況についても整理し、関係者間で共有する。

	山陽側									山陰側					
	岡山県			広島県			山口県			島根県			鳥取県		
	小計	道路管理者等	災害協定団体	小計	道路管理者等	災害協定団体	小計	道路管理者等	災害協定団体	小計	道路管理者等	災害協定団体	小計	道路管理者等	災害協定団体
常温合材	600	450	150	272	120	152	350	150	200	0	0	0	381	318	63
看板	983	963	20	85	85	0	1,198	0	1,198	229	229	0	5,178	362	4,816
ブルーシート	3,118	2,317	801	8,535	1,255	7,280	3,279	7	3,272	1,237	43	1,194	5,894	2,511	3,383
カラーコーン	3,599	970	2,629	2,567	754	1,813	6,026	30	5,996	600	150	450	760	470	290
敷鉄板	75	0	75	300	0	300	1,101	0	1,101	4,199	0	4,199	242	47	195

(作業状況)

- 受領資料からアスファルトプラントなどの位置を整理中

5-3 燃料調達体制

1. 道路啓開に係る燃料供給の協定締結状況

- 中国地方整備局、中国地方の各県・政令市等では、石油商業組合等民間企業との間で災害時における石油類燃料の供給に関する協定を締結

表1 中国地方の国、県、政令市の燃料確保に係る主な協定の概要(1/2)

青文字:道路啓開に係る燃料調達に資する協定内容

機関名(窓口)	協定締結先	協定名商、主な協定内容
中国地方整備局 (防災室)	全国石油商業組合 連合会中国支部	災害時における石油類燃料の供給に関する協定 ・災害応急対応業務への燃料の優先供給
	石油連盟	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書 ・中国地方整備局が管理する重要施設の施設情報について石油連盟と共有
島根県 (防災危機管理課)	島根県石油協同 組合	災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定 ・緊急・復旧対策に使用する石油類燃料の供給 ・帰宅困難者の支援に関する協力
鳥取県 (危機管理政策課)	鳥取県石油商業 組合	災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定書 ・ガソリン、混合油、軽油、灯油及び重油、その他県が指定する物資の調達
山口県 (防災危機管理課)	山口県石油商業 組合	①災害時における石油類燃料の優先供給 ②給油所における徒歩帰宅者等への水道・トイレの提供及び道路情報等の提供

5-3 燃料調達体制

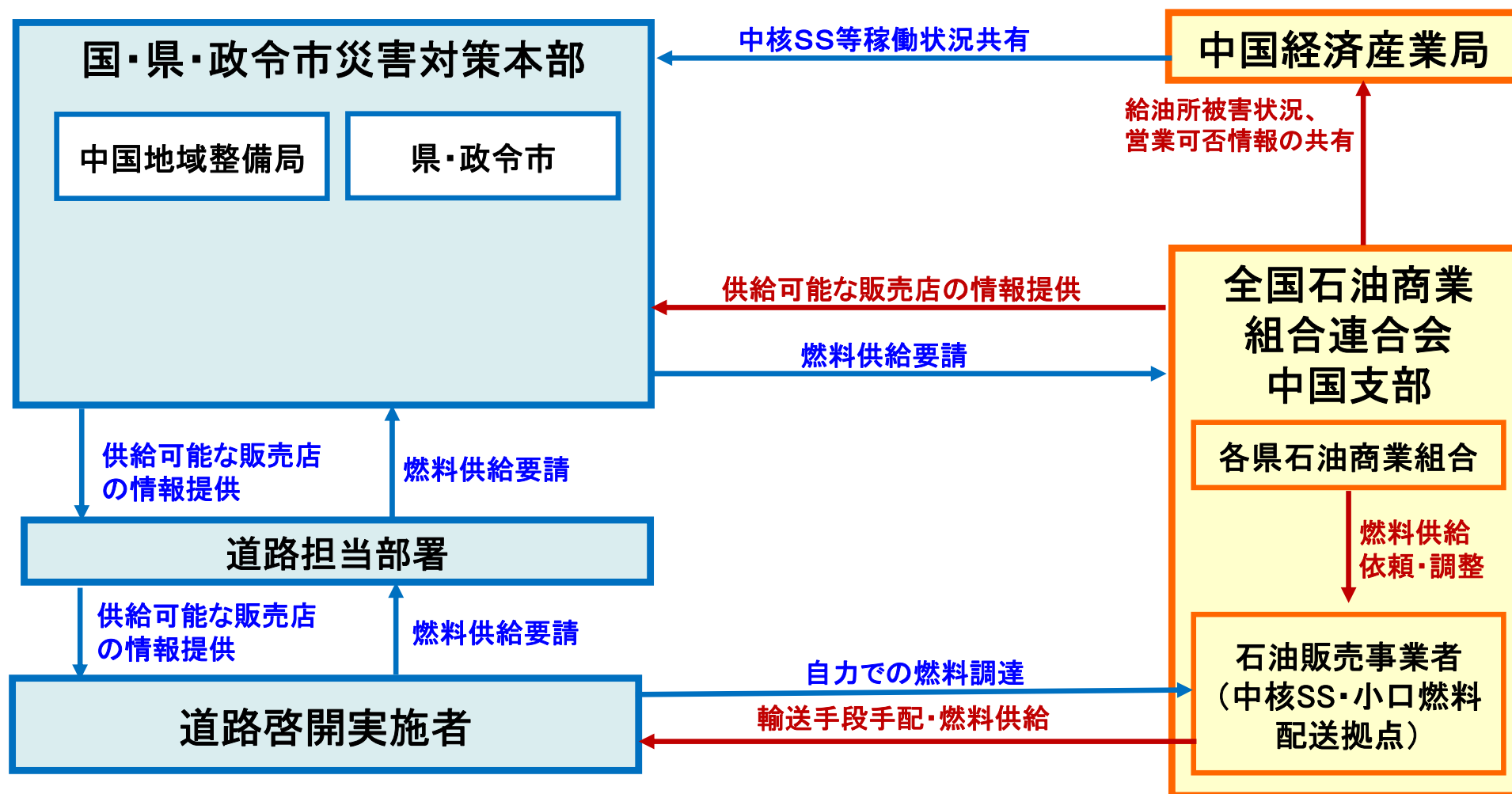
表2 中国地方の国、県、政令市の燃料確保に係る主な協定の概要(2/2)

青文字:道路啓開に係る燃料調達に資する協定内容

機関名(窓口)	協定締結先	協定名商、主な協定内容
岡山県 (危機管理課)	岡山県石油商業 組合	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等 支援に関する協定 ①給油所における帰宅困難者等への水道・トイレの提供及び道路情報等の提供 ②他の地方公共団体からの派遣車両、緊急物資輸送車両への優先給油、道路情報等の提供 ③避難所の炊き出し、暖房等への石油類燃料の優先供給
広島県 (危機管理課)	広島県石油商業 組合	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者支援等に関する協定 ・緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送 ・給油所における帰宅困難者等への水道・トイレの提供及び道路情報等の提供
岡山市 (危機管理室)	両備グループ	災害時における協力体制に関する基本協定書 ・避難所等への人員輸送 ・支援物資搬送を目的としたフェリーの使用 ・岡山市所有の公用車へ優先給油 ・福祉避難所への人的支援
広島市 (危機管理室)	広島県石油商業 組合 広島県石油販売 協同組合	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 ①市有施設への燃料供給 ②消防車両、緊急輸送車両等への燃料供給 ③給油所における被災者等への水道・トイレの提供及び道路情報等の提供

5-3 燃料調達体制

2. 災害時の道路啓開に係る燃料調達手順のフロー(案)



※参考資料

- ・中国地方整備局・全国石油商業組合連合会中国支部「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」
- ・資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室「災害時の燃料供給体制と能登半島地震時の対応」2025年2月5日 災害時燃料供給フォーラム資料
- ・群馬県産業経済部産業政策課・群馬県石油協同組合「災害時等における燃料対策の手引き」令和6年8月
- ・北陸地方整備局「北陸圏域道路啓開計画(地震・津波災害)」令和7年12月

実践的な訓練（6号関係）

6. 実践的な訓練（6号関係）

【道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】(R7.7)記載事項】

- 発災後の道路啓開の円滑な実施のため、道路啓開計画に盛り込まれた内容を踏まえ、訓練内容を充実し、計画的に実施することが必要である。このため、地方整備局等においては、以下の**主な訓練メニューを適宜組み合わせ、年1回以上、ブロック単位での訓練を実施する計画を作成する**。各都道府県における訓練についても、同様に実施することが望ましい。

＜主な訓練メニュー＞

- 啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達を行う情報収集・伝達訓練
 - 孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた、優先ルートを選定訓練
 - 土砂・瓦礫撤去や車両移動等の訓練
 - 倒壊した電柱や倒木の撤去訓練
 - 海路、空路等を活用した啓開ルート確保訓練 等
- 訓練には道路管理者の他、自衛隊、警察、消防、災害協定企業、ライフライン事業者、地方公共団体の関係部局、技術系NPO等の関係者の参加について調整する。
 - 道路啓開計画に基づく訓練に要する費用については、道路管理者の負担を基本とする。

啓開訓練実施方針(案)

1. 啓開訓練の目的(案)

- ・発災直後の道路啓開の円滑な実施
- ・関係機関における道路啓開計画の理解促進・実効性向上

2. 啓開訓練の対象機関(案)

- ・中国地方道路啓開協議会構成機関
 - ⇒道路啓開に関係する多機関が協議会に参加しており、構成機関における道路啓開計画の理解促進、構成機関の相互連携力の強化により、道路啓開の実効性向上を図るため

3. 訓練メニュー(案)

(1) 道路啓開計画ガイドライン(地震・津波編)に示す訓練メニュー

- ① 情報通信機器を活用して、啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達を行う情報収集・伝達訓練
- ② 孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた、優先ルートを選定訓練
- ③ 土砂・瓦礫撤去や車両移動等の訓練
- ④ 倒壊した電柱や倒木の撤去訓練
- ⑤ 海路、空路等を活用した啓開ルート確保訓練

(2) 中国地方整備局管内で必要と考えられる訓練メニュー(案)

- ⑥ 道路啓開作業中の救助救出、地下埋設物への対応の確認
- ⑦ 道路啓開情報の防災関係機関への情報提供
- ⑧ 被災地内ルート(浸水想定区域内)で長期的な湛水が想定されるエリアの道路啓開と特定緊急水防活動との調整

啓開訓練実施方針(案)

【訓練メニュー例と参加対象機関(案)】

訓練メニュー	訓練内容	参加対象機関(中国地方道路啓開協議会構成機関)
情報収集伝達訓練	災害時の情報通信機器の操作訓練	道路管理者、県、政令市、消防、通信事業者
	啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達	道路管理者、高速道路事業者、県・政令市、協定業者
	道路啓開情報の伝達訓練	道路管理者、県・政令市、ライフライン事業者等
優先ルート選定訓練	緊急物資輸送、人命救助に向けた優先ルート選定(航路、空路等の活用)	道路管理者、県・政令市、港湾管理者、空港管理者
	孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルート選定	道路管理者、県・政令市
実動訓練	道路啓開のための重機操作訓練	道路管理者、協定業者
	土砂・瓦礫・放置車両撤去訓練	道路管理者、協定業者
	電柱や倒木の撤去訓練	道路管理者、電力事業者、通信事業者、自衛隊(倒木対応)
	負傷者、ご遺体への対応訓練	道路管理者、警察、消防
	地下埋設物、危険物への対応訓練	道路管理者、上下水道事業者、ガス事業者、消防
		道路啓開作業中の上下水道への対応
	道路啓開作業中のガス施設への対応	広島ガス(株)、(一社)日本コミュニティーガス協会
道路啓開と特定緊急水防活動との調整に係る訓練	長期浸水が想定されるエリアにおいて早期の浸水解消が必要な被災地内ルートに係る調整手順の確認訓練	道路管理者、県・政令市(水防管理者)

啓開訓練実施方針(案)

4. 道路啓開に係る訓練実施状況(アンケート結果概要)

- 各県総合防災訓練において、多機関が参加した実働訓練を実施、複数機関による道路啓開訓練も実施
- 国交省国道事務所では、地震・津波対策訓練や災害対策用機械操作訓練、車両移動訓練等を、他事務所や県と連携して実施
- 高速道路事業者では、毎年時期を決めて他機関の参加を得た実働訓練を実施(下図参照)
- 「中国地方の防災に関する連絡会」構成機関からは、連絡会連携訓練専門部会WGの取組である「総合啓開連携訓練」に参加し、道路啓開、航路啓開、緊急排水の連携手順を確認していると回答(参考資料1参照)

⇒中国地整管内の道路管理者は、複数機関の参加を得て、道路啓開に係る訓練を実施

【放置車両の移動】



【橋梁段差部の修正工(自衛隊)】



【緊急輸送路確保・緊急走行】



図 中国地整管内で実施されている道路啓開の実働訓練のようす
(山陽自動車道における緊急即応訓練2025) 出典:西日本高速道路メンテナンス中国(株)HP

啓開訓練実施方針(案)

5. 道路啓開に係る訓練の実施方針と年間ロードマップ(案)

(1) 道路啓開計画に基づく訓練の実施方針(案)

- ・各県の総合防災訓練や協議会構成機関が実施している既存の訓練の機会を活かし、本協議会構成機関の参加を得て道路啓開計画に基づく訓練を実施
- ・訓練内容は、道路啓開計画ガイドライン(地震・津波編)に示す訓練メニューと中国地方整備局管内で必要と考えられる訓練メニューを、適宜組み合わせる企画
- ・南海トラフ地震で甚大な被害が想定される山口県、岡山県、広島県において訓練対象地域を設定し、持ち回りで実施

啓開訓練実施方針(案)

凡例 ●本協議会主催訓練として実施（新規）
○自機関の訓練時に実施
□上記以外の訓練機会を活用して実施

(2) 道路啓開計画に基づく訓練のロードマップ(案)

訓練メニュー	訓練内容	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	備考
情報伝達訓練	災害時の情報通信機器の操作訓練	○	○	○	○	○	○	道路管理者の訓練時に実施
	啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達	○	○	○	○	○	○	道路管理者の訓練時に実施
	道路啓開情報の伝達訓練	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	道路管理者の訓練時に実施 啓開情報入手先は中防連の総合啓開連携訓練にて確認
優先ルート選定訓練	緊急物資輸送、人命救助に向けた優先ルート選定(航路、空路等の活用)	各県道路啓開計画策定	企画検討	企画検討	●	●	●	島根県、鳥取県の被害状況や広域支援の状況確認も含めて実施
	孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルート選定							
実働訓練	道路啓開のための重機操作訓練	各県道路啓開計画策定	企画検討	□	□	□	□	岡山県、広島県、山口県の総合防災訓練等の機会での実施、持ち回りで開催
	土砂・瓦礫・放置車両撤去訓練							
	電柱や倒木の撤去訓練							
	負傷者、ご遺体への対応訓練							
	地下埋設物、危険物への対応訓練(上下水道、ガス施設)							
道路啓開と特定緊急水防活動との調整に係る訓練	長期浸水が想定されるエリアで早期の浸水解消が必要な被災地内ルートに係る調整手順の確認訓練	□	□	□	□	□	□	中防連の総合啓開連携訓練の機会での確認

【参考資料1】道路啓開に係る防災訓練の実施状況に係るアンケート調査結果概要

(1) アンケート実施概要

- ・目的: 道路啓開計画の訓練実施計画の検討を行うため、中国地整管内の各道路管理者が実施している訓練状況を把握する。
- ・対象: 中国地整管内の各道路管理者、国道事務所等
- ・実施期間: 令和8年1月27日～2月1日
- ・回答状況: 11機関から回答(令和8年2月3日時点)

(2) アンケート結果(速報)

問1 訓練実施状況

- ・複数機関で、他機関の参加を得た道路啓開に係る机上訓練、実働訓練を実施
- ・毎年度実施している機関が多数、開催時期は秋季が多い

※主な内容の凡例

- ①啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達を行う情報収集・伝達訓練
- ②孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた、優先ルートを選定訓練
- ③土砂・瓦礫撤去や車両移動等の訓練
- ④倒壊した電柱や倒木の撤去訓練
- ⑤海路、空路等を活用した啓開ルート確保訓練
- ⑥その他

訓練方法	機関名	実施月	訓練名	参加他機関	主な内容					
					①	②	③	④	⑤	⑥
机上訓練	倉吉河川 国道事務所	4月	風水害対策訓練	中国地整	●					
		10月	地震・津波対策訓練	中国地整	●					
	山口河川 国道事務所	10月	地震・津波対策訓練	—					●	

【参考資料1】 道路啓開に係る防災訓練の実施状況に係るアンケート調査結果概要

※主な内容の凡例

- ①啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達を行う情報収集・伝達訓練
- ②孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた、優先ルートを選定訓練
- ③土砂・瓦礫撤去や車両移動等の訓練
- ④倒壊した電柱や倒木の撤去訓練
- ⑤海路、空路等を活用した啓開ルート確保訓練
- ⑥その他

訓練方法	機関名	実施月	訓練名	参加他機関	主な内容					
					①	②	③	④	⑤	⑥
机上訓練	山口県道路整備課	1月	総合啓開連携訓練	国、県、市町村、各協定締結機関	●	●			●	道路啓開、航路啓開、緊急排水の連携手順の確認
	岡山市道路港湾管理課	1月	岡山県地震対応訓練	県、市町村、警察、消防、国等	●					
実働訓練	倉吉河川国道事務所	6月	災害対策用機械操作訓練	—						実地(排水ポンプ車、照明車、対策本部車、待機支援車)
		11月	雪害対策訓練	中国地整	●		●			
		11月	車両移動訓練	鳥取河川国道事務所、倉吉河川国道事務所、各保守工事、警察、JAF				●		

【参考資料1】 道路啓開に係る防災訓練の実施状況に係るアンケート調査結果概要

※主な内容の凡例

- ①啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達を行う情報収集・伝達訓練
- ②孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた、優先ルートを選定訓練
- ③土砂・瓦礫撤去や車両移動等の訓練
- ④倒壊した電柱や倒木の撤去訓練
- ⑤海路、空路等を活用した啓開ルート確保訓練
- ⑥その他

訓練方法	機関名	実施月	訓練名	参加他機関	主な内容					
					①	②	③	④	⑤	⑥
実働訓練	倉吉河川 国道事務所	11月	乗員保護訓練	中国地整						乗員保護訓練 (連絡調整、支援物資及び備品の確認、救急搬送対応等)
		11月	除雪機械の技能講習会	鳥取県、鳥取河川国道事務所、倉吉河川国道事務所、各保守工事 ※県、各事務所の合同開催						座学と実地（トラック、グレーダ、ドーザ、ロータリー）
	三次河川 国道事務所	11月	チェーン着脱・車両移動訓練	保守業者			●			
	鳥取県 道路企画課・ 道路建設課	11月	避難経路確保訓練	県、建設業協会（過去にはJAF、陸上自衛隊も参加）			●			災害対策基本法第76条の6第1項に基づく車両移動の手続きの訓練

道路啓開に係る防災訓練の実施状況に係るアンケート調査結果概要

※主な内容の凡例

- ①啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達を行う情報収集・伝達訓練
- ②孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた、優先ルートを選定訓練
- ③土砂・瓦礫撤去や車両移動等の訓練
- ④倒壊した電柱や倒木の撤去訓練
- ⑤海路、空路等を活用した啓開ルート確保訓練
- ⑥その他

訓練方法	機関名	実施月	訓練名	参加他機関	主な内容					
					①	②	③	④	⑤	⑥
実働訓練	西日本高速道路(株)	5月	応急復旧訓練	警察、NEXCO西日本及びグループ会社	●					道路状況点検・道路被災状況把握のための調査・測量、給電訓練等
		9月	防災訓練	NEXCO西日本及びグループ会社（支社及び各高速道路事務所）	●				●	道路状況点検、道路機能復旧に向けた机上訓練等
		10月	緊急即応訓練	自衛隊、警察、消防、総務省中国総合通信局及び各通信事業者、中国電力、NEXCO西日本及びグループ会社	●		●			道路状況点検、土砂・流木撤去、段差修正工、緊急車両通行）
	10月	総合防災訓練	福山河川国道事務所、災害時協力業者	●					発災初動から現地対策本部の立ち上げ、被災状況の確認、復旧計画の策定まで	
その他	倉吉河川国道事務所	11月	冬用タイヤ啓発活動（啓発活動）	—					冬用タイヤの啓発活動（チラシ配り）	

道路啓開に係る防災訓練の実施状況に係るアンケート調査結果概要

問2 発災から72時間までの道路啓開について特に調整が必要な事項、連携が必要な機関

- ・調整事項として他県も含めた施設被害状況の把握、啓開ルートや道路啓開情報の共有、道路啓開作業の拠点開設に係る情報提供が挙げられている。
- ・発災直後の情報伝達手段の確保に係る事項も挙げられている。

回答機関	発災からの時間	調整事項等	連携先の機関	備考
倉吉国道事務所	発災後速やかに	啓開ルートの通行可否の判断、迂回路の確認	中国地方整備局、西日本高速道路㈱、鳥取県、鳥取県内関係市町、鳥取県警察本部	—
浜田河川国道事務所	—	—	—	検討・確認中
山口河川国道事務所	—	道路啓開状況を集約する機関の設定とそれに基づいた通れるマップの作成	国交省国道事務所・県・市	
鳥取県 道路企画課・道路建設課	発災後12時間以内	各防災拠点の被災状況確認	防災拠点管理者	
	発災後12時間以内	隣接他県の緊急輸送道路の被災状況	隣接他県の道路管理者	
広島県道路整備課	—	通信が途絶した場合の情報連絡方法	事務所、啓開実施者	通信が途絶した場合の対応について、詳細に取り決めをしておく必要あり
西日本高速道路(株)	発災～72時間	緊急輸送道路の通行確保に向けた情報連携	国土交通省 中国地方整備局・国道事務所、県、市町村	—
	発災～72時間	道路啓開作業の拠点としてのSA・PAの利用可否	国土交通省 中国地方整備局・国道事務所、県、市町村	—

【参考資料1】 道路啓開に係る防災訓練の実施状況に係るアンケート調査結果概要

問2 発災から72時間までの道路啓開について特に調整が必要な事項、連携が必要な機関

- ・調整事項として他県も含めた施設被害状況の把握、啓開ルートや道路啓開情報の共有、道路啓開作業の拠点開設に係る情報提供が挙げられている。
- ・発災直後の情報伝達手段の確保に係る事項も挙げられている。

回答機関	発災からの時間	調整事項等	連携先の機関	備考
倉吉国道事務所	発災後速やかに	啓開ルートの通行可否の判断、迂回路の確認	中国地方整備局、西日本高速道路㈱、鳥取県、鳥取県内関係市町、鳥取県警察本部	—
浜田河川国道事務所	—	—	—	検討・確認中
山口河川国道事務所	—	道路啓開状況を集約する機関の設定とそれに基づいた通れるマップの作成	国交省国道事務所・県・市	
鳥取県 道路企画課・道路建設課	発災後12時間以内	各防災拠点の被災状況確認	防災拠点管理者	
	発災後12時間以内	隣接他県の緊急輸送道路の被災状況	隣接他県の道路管理者	
広島県道路整備課	—	通信が途絶した場合の情報連絡方法	事務所、啓開実施者	通信が途絶した場合の対応について、詳細に取り決めをしておく必要あり
西日本高速道路(株)	発災～72時間	緊急輸送道路の通行確保に向けた情報連携	国土交通省 中国地方整備局・国道事務所、県、市町村	—
	発災～72時間	道路啓開作業の拠点としてのSA・PAの利用可否	国土交通省 中国地方整備局・国道事務所、県、市町村	—

【参考資料1】 道路啓開に係る防災訓練の実施状況に係るアンケート調査結果概要

回答機関	発災からの時間	調整事項等	連携先の機関	備考
本州四国連絡高速道路 (株)	発災から3時間以内	状況把握点検で被災箇所が発見された場合、道路啓開作業を行うため応急復旧工事の調整を開始する。	福山河川国道事務所	当社が管理する区間に連続する生口島道路(直轄管理区間)については発災時全線通行止となります。状況把握点検は当社で行います。

問3 道路啓開計画に基づく訓練計画の検討に係る意見、要望等

- ・道路啓開計画に基づく訓練への意見等として、**中国地方全体での実施**、中国地方の防災に関する連絡会の訓練等**既存の訓練機会の活用**が挙げられている。

回答機関	訓練計画検討への意見、要望等
鳥取県 道路企画課・道路建設課	道路啓開は隣接他県との調整も必要となることから、訓練についても広域的に実施したほうがより実効性のある内容となると考えます。訓練の実施について中国地方全体で実施していただき、そこに各県が参加する形ができれば良いと考えます。
広島市道路課	関係機関との訓練については、既存の訓練(中国の防災に関する連絡会)を活用する形が良いと思われる。啓開実施者等の実践的な訓練については、別途考慮する必要があると思われる。

参考 昨年度の訓練開催状況



●令和7年1月22日（水）、「中国地方の防災に関する連絡会」の主催により「南海トラフ巨大地震発生を想定した総合啓開連携訓練」を山口県庁にて開催しました。（構成機関53機関のうち関連機関含め40機関が参加（WEB併用））

【訓練参加機関】

国の機関	中国四国管区警察局、中国総合通信局、中国四国厚生局、中国四国農政局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、大阪航空局、中国地方測量部、広島地方気象台、福岡管区気象台、第六管区海上保安本部、中国四国防衛局、自衛隊広島地方協力本部
地方自治体	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市、広島市
公共機関	西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、Jパワーエネレーションサービス株式会社、竹原火力運営事業所、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中国地方鉄道協会、中国バス協会、中国ハイヤー・タクシー連合会、中国旅客船協会、中国地方港運協会、中国地方倉庫協会連合会、日本ガス協会、日本コミュニティガス協会

【訓練の目的】

- 南海トラフ巨大地震を想定した対応に必要な情報の収集・共有の流れの明確化
- 総合啓開（道路・航路啓開、緊急排水）に関連する関係機関の連携体制の強化

【訓練方法】

災害時における各機関の連携や情報収集・提供の手順を図上訓練にて確認

【訓練対象地域】

徳山下松港一帯を訓練対象地域として実施

【場面設定】

地震発生から総合啓開完了までを4つのステップに分けて訓練を実施

ステップ	場面
訓練ステップ①	・発災直後から津波最大波到達時まで
訓練ステップ②	・津波最大波到達後から津波警報解除（発災24時間後）まで
訓練ステップ③	・津波警報解除後から総合啓開完了（発災72時間後）まで
訓練ステップ④	・総合啓開完了後

【令和6年度の訓練の主なポイント】

- ・情報収集手段の多重化への対応＜継続＞
- ・総合啓開を担う機関とそれ以外の対応を担う機関との連携確認＜継続＞
- ・広域支援の連携確認（中国5県の広域連携）＜継続＞
- ・令和6年能登半島地震を踏まえた対応確認＜新規＞



道路啓開の説明



訓練の様子



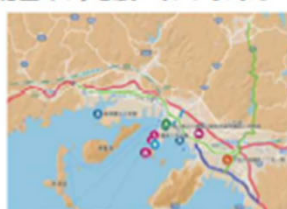
航路啓開の説明



能登半島地震における対応の説明



WEB参加機関による説明の様子



電子地図を用いた情報共有

▶ 訓練での主な気づき

- ◆総合啓開の一連の流れが確認できた
- ◆災害時の各機関の役割を見直す上で有意義だった
- ◆電子地図は全員が確認できて見やすかった
- ◆大判図面をもっと活用することが必要



中国地方の防災に関する連絡会の概要

別紙②

 国土を賢え、全力で備える
 国土交通省
 中国地方整備局

○東日本大震災を契機に、平成24年3月、防災業務に係わる49機関（国、自治体、交通事業者、通信事業者・電力・エネルギー事業者等）により構成される「中国地方の防災に関する連絡会」を設置。

（令和6年4月時点：構成機関は53機関）

<国の機関>

警察庁 中国四国管区警察局
 総務省 中国総合通信局
 厚生労働省 中国四国厚生局
 農林水産省 中国四国農政局
 経済産業省 中国経済産業局
 中国四国産業保安監督部
 国土交通省 中国地方整備局
 中国運輸局
 大阪航空局
 国土地理院 中国地方測量部

気象庁 広島地方気象台
 福岡管区気象台
 海上保安庁 第六管区海上保安本部
 第七管区海上保安本部
 第八管区海上保安本部
 中国四国地方環境事務所
 環境省 中国四国防衛局
 防衛省 広島地方協力本部
 自衛隊 陸上自衛隊第十三旅団
 海上自衛隊呉地方総監部

<公共機関>

〈運輸〉西日本高速道路株式会社 中国支社
 本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター
 広島県道路公社
 広島高速道路公社
 〈電力〉中国電力株式会社
 Jパワージェネレーションサービス株式会社
 竹原火力運営事業所
 〈ガス〉一般社団法人日本ガス協会 中国・四国部会
 一般社団法人日本コミュニティガス協会 中国支部
 中国地区LPガス協会連合会
 〈通信〉西日本電信電話株式会社 中国支店
 株式会社NTTドコモ 中国支社
 KDDI株式会社 技術統括本部
 ソフトバンク株式会社
 楽天モバイル株式会社

〈運輸〉西日本旅客鉄道株式会社
 日本貨物鉄道株式会社 関西支社
 中国地方鉄道協会
 中国バス協会
 中国ハイヤー・タクシー連合会
 中国トラック協会
 一般社団法人 中国旅客船協会
 中国地方海運組合連合会
 中国地方港運協会
 中国地方倉庫協会連合会
 〈石油〉全国石油商業組合連合会 中国支部
 〈都市・住宅〉独立行政法人都市再生機構

<地方公共団体>

鳥取県 危機管理局 県土整備部
 島根県 防災部 土木部
 岡山県 知事直轄 土木部
 広島県 危機管理監 土木建築局

山口県 総務部 土木建築部
 広島市 危機管理室 道路交通部
 岡山市 危機管理室 都市整備局 下水道河川局

中国地方の防災に関する連絡会

○情報提供及び防災対策に関する意見交換
 ○訓練実施の情報共有と相互参加

○災害の未然防止、被害の拡大防止、復旧に向けた連携方策
 ・緊急輸送に関すること
 ・大規模災害対策計画に関すること
 ・連携訓練に関すること

緊急輸送 専門部会

○緊急物資輸送の課題検討
 ○旅客輸送・帰宅困難者対策の課題検討

南海トラフ巨大地震 対策計画 専門部会

○南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画
 ○南海トラフ巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策

連携訓練 専門部会

○災害時における各機関の情報伝達、連携強化のための訓練検討
 ○道路啓開、航路啓開のオペレーション計画の検証等のための訓練

平成30年7月豪雨 課題検討 専門部会

○平成30年7月豪雨の課題検討
 【令和2年2月 閉会】

【参考資料3】 各県で実施している道路啓開に係る訓練事例

広島県総合防災訓練(令和7年10月18日実施)

・広島県と三次市共催で、災害時における防災関係機関の緊密な協力体制を確立し、地域住民の防災意識を高めることを目的として実施。42機関・総勢約200名が参加

(出典:広島県HP「令和7年度総合防災訓練の実施状況(令和7年10月18日)」)

広島県、三次市によるスターリンクの組立
設置訓練及び通信訓練



三次建設業協同組合による道路啓開



岡山県・津南市総合防災訓練 (令和7年11月15日実施)

・総合的な災害対応力の向上と県民の皆様の防災意識の高揚を図るため、断層型地震を想定した総合防災訓練を津山市と共催で実施。45団体、約400人が参加

(出典:岡山県HP「令和7年度 岡山県・津山市総合防災訓練を実施しました」)

○救助訓練



【参考資料3】 各県で実施している道路啓開に係る訓練事例

山口県総合防災訓練(令和7年5月25日実施)

・山口県・山口市・防府市・防災関係機関で実行委員会を設置し、総合防災訓練を実施。84機関、約1,050人参加

(出典:山口県HP「山口県総合防災訓練 訓練ガイドブック」)

道路啓開訓練	・土砂崩れ発生により主要道路が寸断されたことを想定し、道路啓開を実施する。	山口市消防本部 山口市消防団 山口南警察署
--------	---------------------------------------	-----------------------------

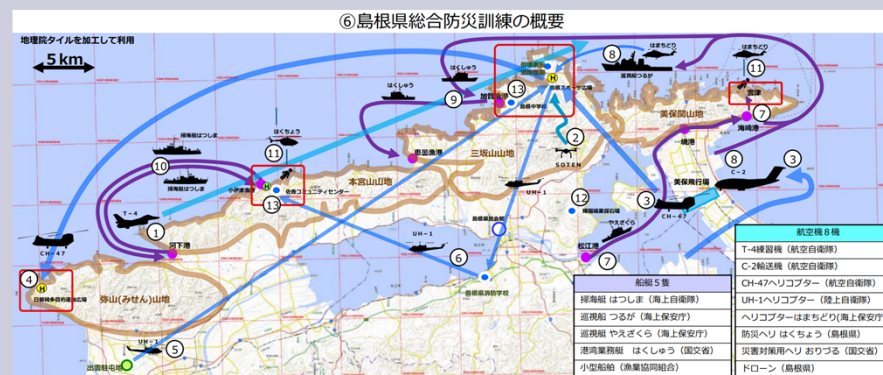


※写真は令和6年度に実施した県総合防災訓練の様子(山口県HP)

島根県総合防災訓練(令和7年10月18日実施)

・防災関係機関及び住民が参加する防災訓練を実施して地域防災力の向上を図る。55団体等参加
(出典:島根県HP「令和7年度島根県総合防災訓練取材関連資料」)

- ① 航空自衛隊T-4練習機による情報収集、孤立地区(出雲市佐香地区・松江市島根地区)の航空写真を撮影しデータを送付
- ② 孤立地区に島根県ドローンチームを派遣、SOTEN(県保有ドローン)を使用しプログラム飛行(自視外でLTE通信利用飛行)による情報収集
- ③ 航空自衛隊C-2輸送機で高知市職員(模擬)を高知空港から輸送、美保基地で航空自衛隊ヘリCH-47に乗り換え島根スポーツ広場に輸送
- ④ 日御碕多目的広場において日御碕地区住民のCH-47体験搭乗(機内着席までで飛行しない。)
- ⑤ 陸上自衛隊ヘリUH-1で出雲駐屯地から陸上自衛官を島根スポーツ広場に輸送して多古地区の道路啓開を実施
- ⑥ 陸上自衛隊ヘリUH-1で県消防学校で緊急物資を積載し小伊津漁港に輸送
- ⑦ 境海上保安部巡視艇やえざくらで陸上自衛官を松江港から美保地区海崎港まで輸送し、下船後、物資を携行し徒歩で雲津地区の情報収集
- ⑧ 敦賀海上保安部巡視船つるがで松江市消防隊員を半島沖合に輸送し、着船した海保ヘリはまちどりに搭乗、島根スポーツ広場に輸送し救助を実施
- ⑨ 中国地方整備局港灣業務課はくしゅうで日赤鳥取県支部救護班を境港から加賀漁港に輸送して島根中学校の応急救護所運営支援、その後、島根町の住民を避難のため恵島漁港に輸送
- ⑩ 海上自衛隊掃海艇はつしまで出雲市消防隊員を河下港から小伊津漁港に輸送して救助を実施、その後、坂浦町の住民を避難のため河下港に輸送
- ⑪ 海保ヘリはまちどり及び防災ヘリはくちょうによるホイス救助(雲津漁港および坂浦漁港)
- ⑫ 松江市消防、県警、陸上自衛隊による埋没車両からの救助(輝陽産業採石場)
- ⑬ 松江市(島根中学校)及び出雲市(佐香コミュニティセンター)による避難所の開設・運営



【参考資料3】 各県で実施している道路啓開に係る訓練事例

鳥取県総合防災訓練(令和7年9月20日実施)

・行政機関と防災関係機関が相互に緊密な連携と協力のもとに応急対策活動を迅速、的確に遂行する訓練を実施。

(出典:鳥取県HP「とっとり防災フェスタ2025」)

種別	項目
訓練 (11:00~12:30)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 倒壊建物、事故車両からの救出訓練 ▪ 捜索犬による捜索活動訓練 ▪ 自衛隊ヘリなどによる災害支援物資搬送訓練 ▪ ヘリ地上展示(陸自ヘリ)



情報収集・伝達(7号関係)

7. 情報収集・伝達

1. 道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】に定める情報収集・伝達

- ・情報収集・伝達の体制や系統について、以下のように示されている。

【7. 情報収集・伝達(7号関係)】 ※道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】より

- ・道路啓開作業の手順(タイムライン)を踏まえて、道路管理者と関係機関における情報収集・伝達に関わる体制・系統図等を整理する。

- ・その際、孤立集落の情報については、発災後に優先的に道路啓開を実施する路線・区間を調整するために重要であり、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からの情報収集に関わる体制について整理する。

- ・同様に、電気、ガス、上下水道などライフラインや、公共交通の被害情報の収集に関わる体制についても整理する。なお、ライフライン、公共交通については、道路法第28条の2に基づく道路啓開計画協議会とは別途、発災後の対応を調整するための会議体を事前に組織することが必要である。



- ・ガイドラインの記載を踏まえ、以下の事項に係る体制について整理する。

(1) 道路管理者と関係機関との情報収集・伝達

- 道路啓開タイムライン(案)に基づく、関係機関との情報伝達体制

(2) 孤立集落等被害状況に係る情報収集

- 孤立集落等被害発生に係る情報伝達体制

(3) ライフラインや公共交通の被害情報の収集

- ライフライン、公共交通の被害情報伝達体制

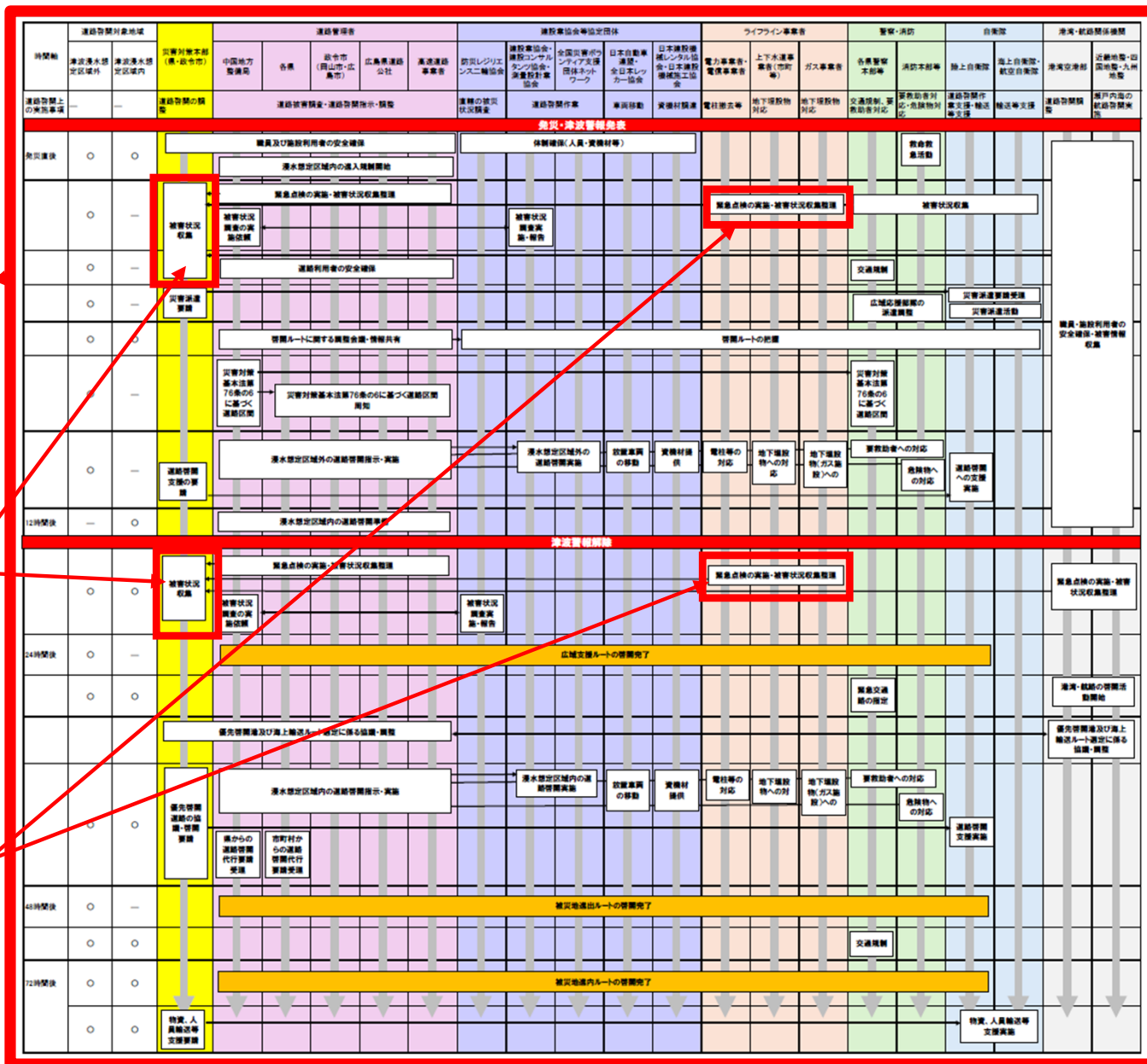
7. 情報収集・伝達

【道路啓開タイムライン(案)と情報収集・伝達体制】

(1) 道路管理者と関係機関との情報収集・伝達
→ 道路啓開タイムライン(案)に基づく、関係機関との情報伝達体制

(2) 孤立集落等被害状況に係る情報収集
→ 孤立集落等被害発生に係る情報伝達体制

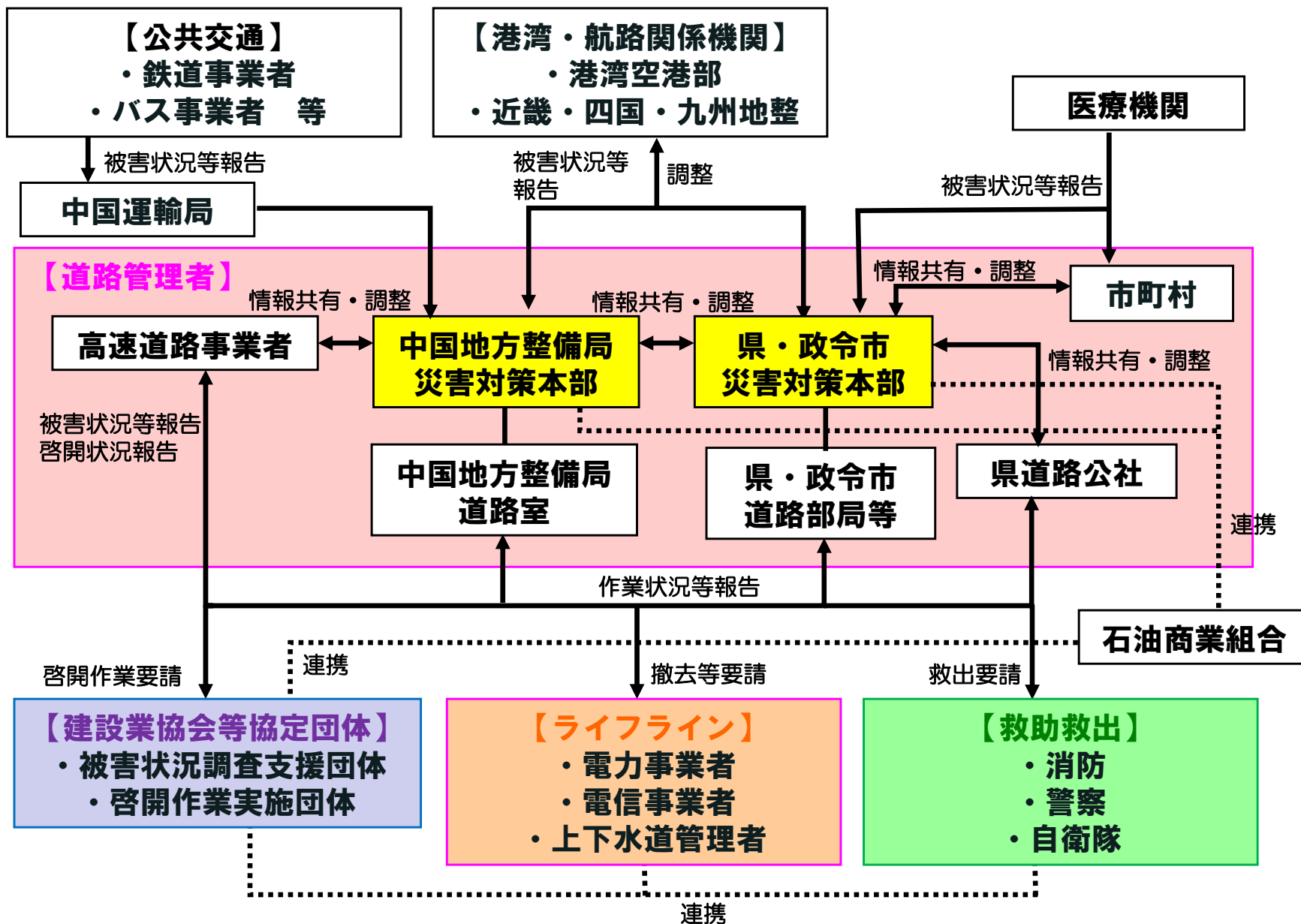
(3) ライフラインや公共交通の被害情報の収集
→ ライフライン、公共交通の被害情報伝達体制



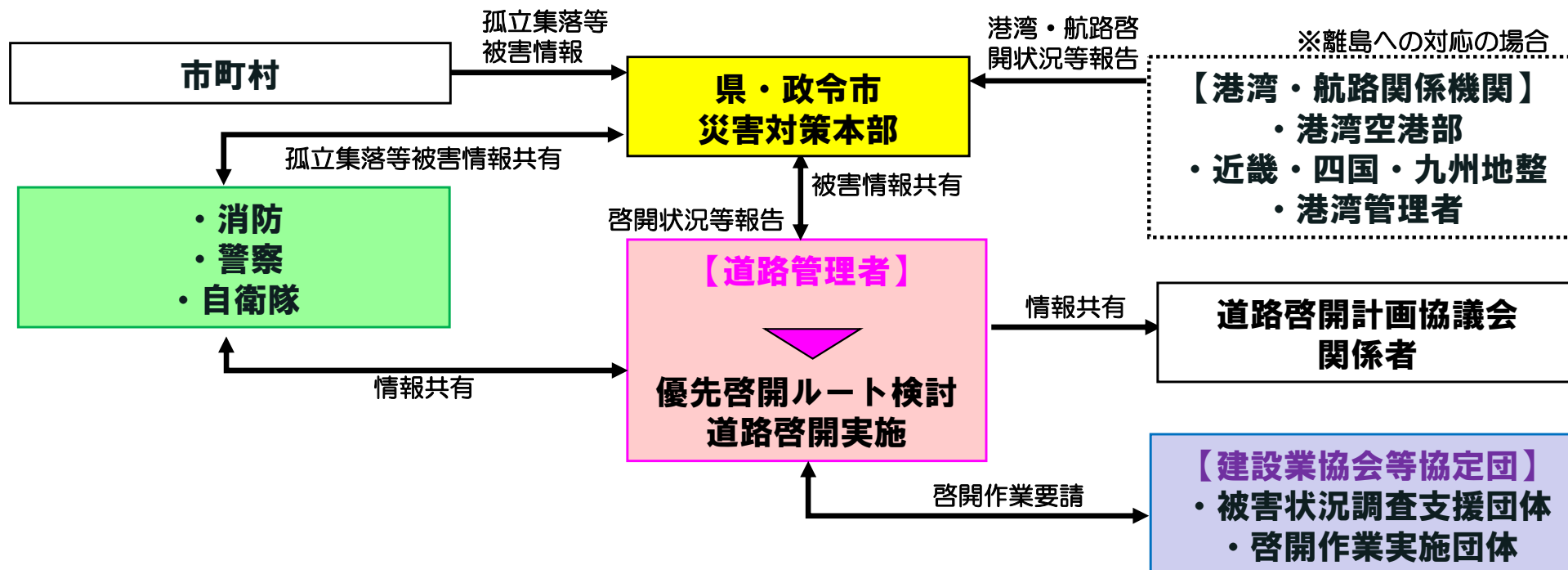
7. 情報収集・伝達

2. 情報収集・伝達(案)

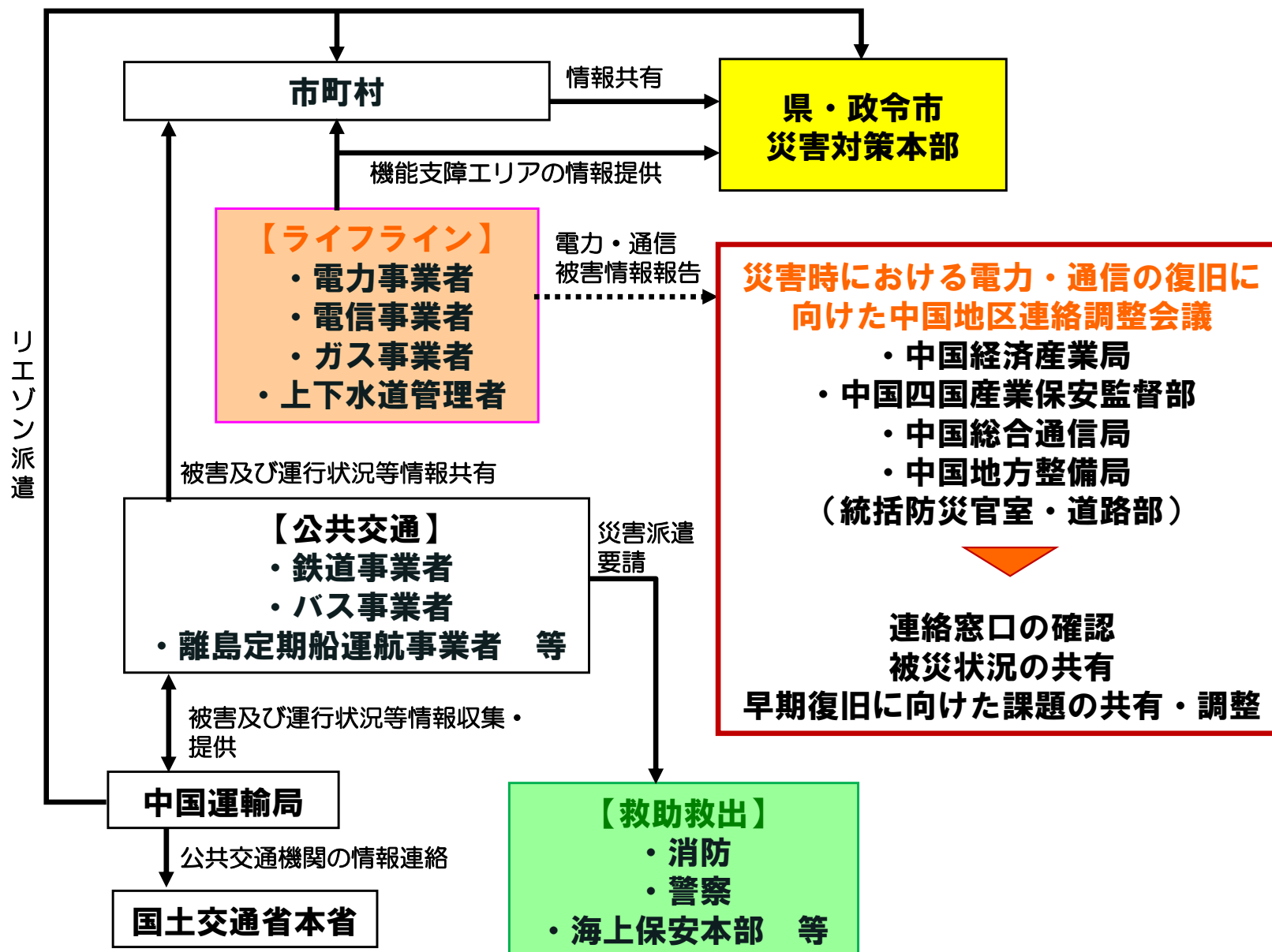
(1) 道路啓開タイムライン(案)に基づく、関係機関との情報伝達体制



(2) 孤立集落等被害発生に係る情報伝達体制(案)



(3) ライフライン、公共交通の被害情報伝達体制(案)



その他（8号関係）

(1)道路啓開計画協議会関係

【ガイドライン記載事項】

- 協議会は、道路啓開計画に関係する道路管理者、高速道路会社、地方道路公社をはじめ、実働組織（警察、消防、自衛隊）、建設関連団体（建設、測量調査、コンサルタント、建設機械レンタル等）、ライフライン関係事業者（電気、通信、水道、ガス等）等で構成する。
- 啓開路線・区間に農道・林道を含む場合は当該管理者、空路・海路を活用する場合は当該施設管理者の参加を調整する。また、地域の実情を踏まえ、各都道府県の福祉部局や技術系 NPO 等についても、協議会への参加について調整する。
- なお、協議会については、ワーキンググループを設置し、計画策定に必要な課題について、広く関係者の参加を促し、検討を行うことが望ましい。

(1)道路啓開計画協議会関係

【中国地方道路啓開計画への記載(案)】

- 中国地方では、道路啓開計画に関係する道路管理者、高速道路会社、道路公社をはじめ、実働組織(警察、消防、自衛隊)、建設関連団体(建設、測量調査、コンサルタント、建設機械レンタル等)、ライフライン関係事業者(電気、通信、水道、ガス等)等で構成する中国地方道路啓開協議会を立ち上げている。
- 中国地方道路啓開計画は、本協議会、及び各地域におけるワーキンググループの中で、関係機関の連携・協力を確認し、大規模災害時における道路啓開の実効性を向上させていく。

表 中国地方道路啓開協議会構成員一覧

区分	機関名	区分	機関名	区分	機関名
道路 管理者	<ul style="list-style-type: none"> 中国地方整備局 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 岡山市 広島市 西日本高速道路(株)中国支社 本州四国連絡高速道路(株) 広島高速道路公社 広島県道路公社 	実働 組織	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国管区警察局 中国四国管区警察局 鳥取県警察 島根県警察 岡山県警察 広島県警察 山口県警察 陸上自衛隊第13旅団 海上自衛隊呉地方総監部 海上自衛隊舞鶴地方総監部 海上自衛隊佐世保地方総監部 航空自衛隊西部航空方面隊 	建設 関連 団体	<ul style="list-style-type: none"> (一社)日本建設業連合会 中国支部 (一社)日本道路建設業協会 中国支部 (一社)鳥取県建設業協会 (一社)島根県建設業協会 (一社)岡山県建設業協会 (一社)広島県建設工業協会 (一社)山口県建設業協会 (一社)建設コンサルタンツ協会 中国支部 (一社)全国測量設計業協会連合会 中国地区協議会
ライフ ライン 関係 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力(株) NTT西日本(株)中国支店 (株)NTTドコモ中国支社 (公社)日本水道協会 中国四国支部 広島ガス(株) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部 	災害 支援 団体	<ul style="list-style-type: none"> (一社)日本自動車連盟中国本部 NPO法人 全日本レッカー協会 (一社)日本建設機械レンタル協会 中国ブロック (一社)日本建設機械施工協会 中国支部 認定NPO法人 全国災害ボランティア ア支援団体ネットワーク NPO法人 防災レジリエンス二輪協会 	関係 機関 (防災、 福祉部 局)	<ul style="list-style-type: none"> 中国地方整備局 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

(2) 定期的な計画見直し

【ガイドライン記載事項】

- 道路啓開計画は、5年に1回の見直しを行うことを基本とし、地域の被災想定の見直し、地域防災計画の改定、緊急輸送道路の整備進捗、今後の災害における教訓等を踏まえ、必要な対応の充実を図ることとする。

【中国地方道路啓開計画への記載(案)】

- 中国地方道路啓開計画（地震・津波災害）は、次の頻度、内容で定期的に見直しを行う。

表 中国地方道路啓開計画計画見直し計画

No.	頻度	内容
①	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者の増減を踏まえた啓開作業の実施範囲の更新(4号関係) 資機材の備蓄・調達の更新(5号関係) 訓練で得られた課題等を踏まえた訓練メニュー・内容の更新(6号関係) 情報伝達系統等の更新(7号関係)
②	5年に1回	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画の精査、更新(2～8号関係)
③	適宜※	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定の見直しを踏まえた被災リスクの更新(1号関係) 地域防災計画等の改定を踏まえた道路啓開目標の更新(2号関係) 道路啓開目標の更新や道路整備の進展状況を踏まえた優先的に道路啓開を実施する路線・区間の更新(3号関係) 路線・区間の更新を踏まえた啓開作業の実施範囲の更新(4号関係)

※ 対象災害の被害想定の見直しや地域防災計画等の改定、今後の災害における教訓等が得られたタイミング

(3) 「道の駅」の活用

【ガイドライン記載事項】

- 「道の駅」は、道路啓開をはじめ緊急復旧や救命救助、物資輸送を行う機関の集積拠点としての活用を行うため、道路啓開ルートと沿線の「道の駅」について、地図上に整理するとともに、各「道の駅」の防災機能の現状や、必要に応じて課題等についても整理する。
- 道路啓開計画の記載に基づき、本来管理者に代わって啓開を行う路線・区間に接続等する「道の駅」については、必要に応じて、道路本線と同様に24条承認の特例の設定を行うことができる⁹。

⁹道路啓開における「道の駅」の活用については、別途通知する予定である。

【中国地方道路啓開計画への記載(案)】

- 道の駅は、道路啓開をはじめ緊急復旧や救命救助、物資輸送を行う機関の集積拠点として重要であることから、啓開ルートに隣接する道の駅の駐車場の規模や防災機能等を地図と一覽で整理する。

■ 補足：拠点として設定する道の駅の条件

立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象となる災害の種類（1号関係）における「想定する被災地」に道の駅が含まれること （震度6弱以上または津波浸水が想定される市町村） ② 啓開候補路線の考え方（3号関係）における「広域支援ルート」に隣接、または山陽道から津波浸水区域に進出するためのルート上にあること ③ 道の駅が津波浸水区域内の場合は標高が0m以下の長期的な浸水が見込まれる場所ではないこと
機能条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 駐車スペース2500m²以上であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 同じ広域支援ルート上に複数の道の駅がある場合は、防災道の駅や防災拠点自動車駐車場に指定されている道の駅を優先的に選択する ② 道の駅付近に「広域支援拠点」が設定されている場合はその道の駅を除外する。

(3) 「道の駅」の活用

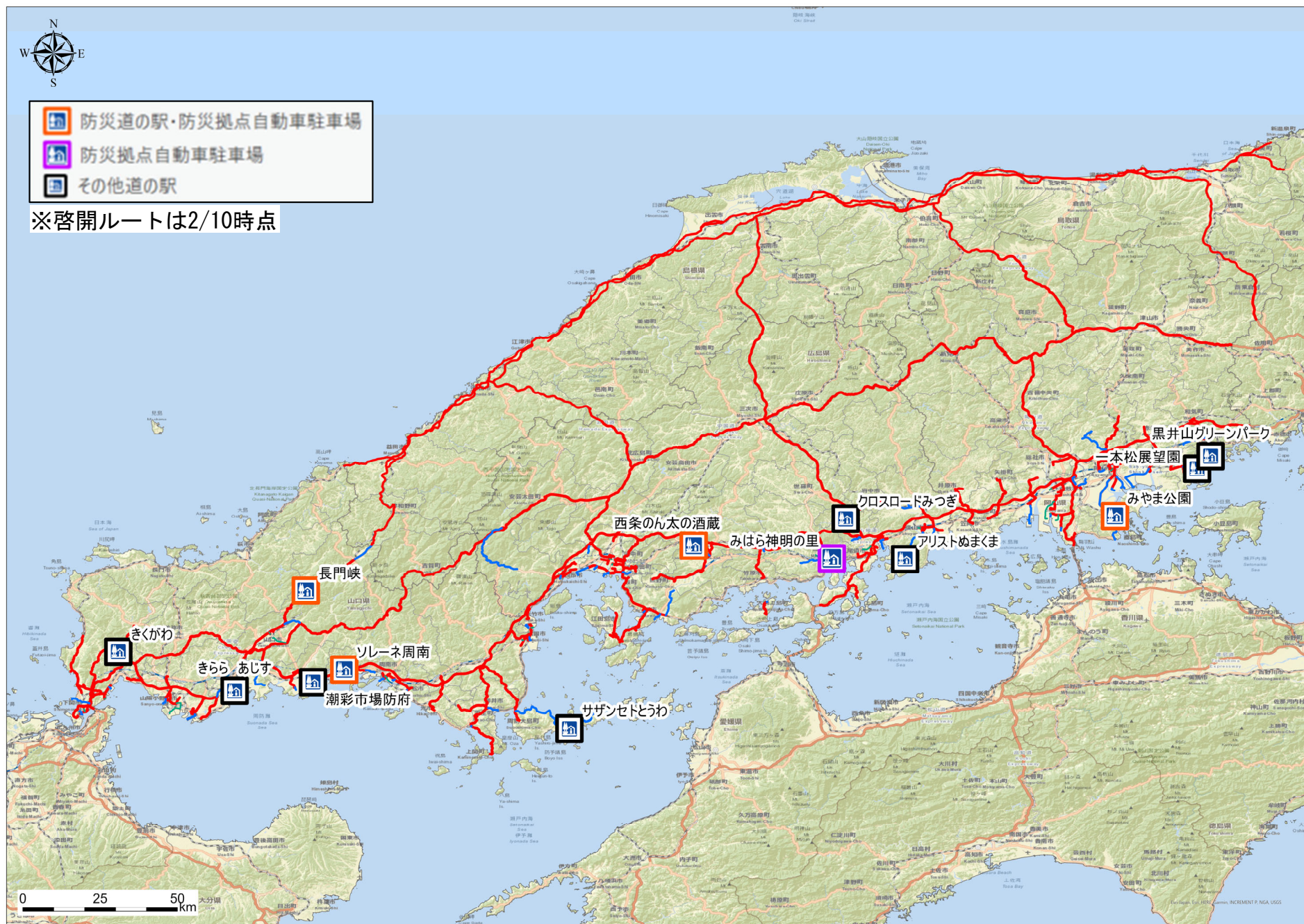


図 拠点として活用する道の駅

(3) 「道の駅」の活用

表 道の駅施設情報リスト整理

道の駅の名称、整備形式、防災拠点自動車駐車場の指定状況等を整理

駐車場に関する諸情報を整理

道の駅における危険区域等の防災上の課題、及び防災機能の有無を整理

No.	基本諸元等						駐車場				防災上の課題・防災機能													
	駅名	県名	市町村名	整備形式	重点「道の駅」	防災道の駅	防災拠点自動車駐車場	全体駐車場台数				EV充電設備有無	危険区域の状況				場外離着陸場(ヘリポート)	非常電源の有無	防災設備			防災備蓄	大規模災害時の協定	
								普通車	大型車(バス・トラック)	身障者用	駐車場面積(m ²)		津波浸水区域内	河川浸水区域内	土砂災害等危険箇所内(警戒区域・特別警戒区域)	その他危険区域			耐震化の有無	仮設トイレの有無	簡易トイレ、マンホールトイレの有無			
1	みやま公園	岡山県	玉野市	直轄一体型		R3	R3	552	20	8	12,000	×	×	×	×	×	●	●	×	●	●	●	●	
2	一本松展望園	岡山県	瀬戸内市	地方一体型				241	16	2	39,616	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	
3	黒井山グリーンパーク	岡山県	瀬戸内市	地方一体型				266	26	2	10,000	×	×	×	×	×	●	×	×	△	×	×	×	
4	アリストめまくま	広島県	福山市	地方一体型				65	3	3	3,245	×	×	×	警戒区域	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5	クロスロードみつき	広島県	尾道市	地方一体型	H26			82	5	4	3,820	●	×	●	×	×	×	●	×	×	×	●	×	
6	みはら神明の里	広島県	三原市	直轄一体型			R3	100	21	2	6,355	●	×	×	警戒区域	×	×	●	●	×	×	×	●	
7	サザンセトとうわ	山口県	周防大島町	地方単独型				118	1	7	5,194	●	×	×	×	高潮浸水区域	×	×	×	×	×	×	×	×
8	きくがわ	山口県	下関市	地方一体型				70	5	3	3,639	●	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×
9	長門峡	山口県	山口市	直轄一体型		R3	R3	144	6	8	9,630	●	×	●	警戒区域	×	×	●	●	×	×	×	●	
10	きらら あじす	山口県	山口市	地方一体型				152	5	4	12,037	●	×	×	×	高潮想定区域	×	●	×	×	×	×	×	×
11	ソレーネ周南	山口県	周南市	直轄一体型	H27	R3	R3	145	44	5	11,950	●	×	●	×	×	×	●	●	×	●	●	●	
12	潮彩市場防府	山口県	防府市	地方単独型				121	8	4	6,500	●	×	×	×	高潮浸水区域	×	●	●	×	●	×	×	
13	西条のん太の酒蔵	広島県	東広島市	直轄一体型		R3	R3	133	81	5	16,950	●	×	×	×	×	×	●	●	×	●	●	●	

(3) 「道の駅」の活用

【中国地方道路啓開計画への記載(案)】

- 拠点として設定されている道の駅は、道路啓開をはじめ緊急復旧や救命救助、物資輸送を行う機関の集積拠点として活用するため、不足する機能等の課題を整理する。
- 整理した課題を踏まえ、関係機関とともに防災機能強化に向けた検討を行う。また、防災機能の強化状況を踏まえ、適宜計画を見直す。

表 道の駅防災機能一覧

No.	基本諸元等				防災機能				
					防災設備				防災備蓄
	駅名	県名	市町村名	整備形式	非常電源の有無	トイレ			
耐震化の有無						仮設トイレの有無	簡易トイレ、マンホールトイレの有無		
1	みやま公園	岡山県	玉野市	直轄一体型	●	●	×	●	●
2	一本松展望園	岡山県	瀬戸内市	地方一体型	●	×	×	×	×
3	黒井山グリーンパーク	岡山県	瀬戸内市	地方一体型	●	×	×	△	×
4	アリストぬまくま	広島県	福山市	地方一体型	×	×	×	×	×
5	クロスロードみつぎ	広島県	尾道市	地方一体型	×	●	×	×	●
6	みはら神明の里	広島県	三原市	直轄一体型	●	●	×	×	×
7	サザンセットとうわ	山口県	周防大島町	地方単独型	×	×	×	×	×
8	きくがわ	山口県	下関市	地方一体型	×	●	×	×	×
9	長門峡	山口県	山口市	直轄一体型	●	●	×	×	×
10	きらら あじす	山口県	山口市	地方一体型	●	×	×	×	×
11	ソレーネ周南	山口県	周南市	直轄一体型	●	●	×	●	●
12	潮彩市場防府	山口県	防府市	地方単独型	●	●	×	●	×
13	西条のん太の酒蔵	広島県	東広島市	直轄一体型	●	●	×	●	●

(4) 道路啓開ルートのリスクの整理

【ガイドライン記載事項】

- 道路啓開ルートにおける橋梁の耐震化や盛土対策の実施状況や、無電柱化や沿道建築物の耐震化の実施状況を地図上に整理し、事前の迂回ルートの設定や、啓開訓練等への活用を検討する。

【中国地方道路啓開計画への記載(案)】

- 地震災害時には、橋梁の段差、斜面・盛土の崩落、沿道建築物・電柱の倒壊等により、道路啓開に多くの時間を要することが想定される。

表 整理するリスクの種類と道路啓開作業への影響・対応方針

リスク		リスクの原因	道路啓開作業への影響	対応方針
橋梁	落橋	落橋等防止性能が未対策	・前進不可	<ul style="list-style-type: none"> ・代替路の検討 ・海路、空路を活用したアクセス ・中長期的には仮橋設置
	応急復旧の長期化	速やかな機能回復性能が未対策		
盛土・のり面の崩落		盛土対策の未実施	・啓開作業の遅延	・代替路の検討
沿道建築物の倒壊		沿道建築物耐震化の遅れ		
倒壊電柱		無電柱化施策の遅れ		

- このような事態に備え、発災後できる限り早期に啓開ルートを選定することができるよう、優先啓開候補路線における橋梁の耐震化状況、高盛土、無電柱化状況、地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物等を平時から把握しておくことが重要である。このことから啓開ルートにおいて想定されるリスクを図として整理する。
- 啓開ルートにおけるリスク情報の整理を結果、及び事業の進捗を踏まえ事前の迂回ルートの設定や啓開訓練等への活用を検討する。

(4) 道路啓開ルートへのリスクの整理

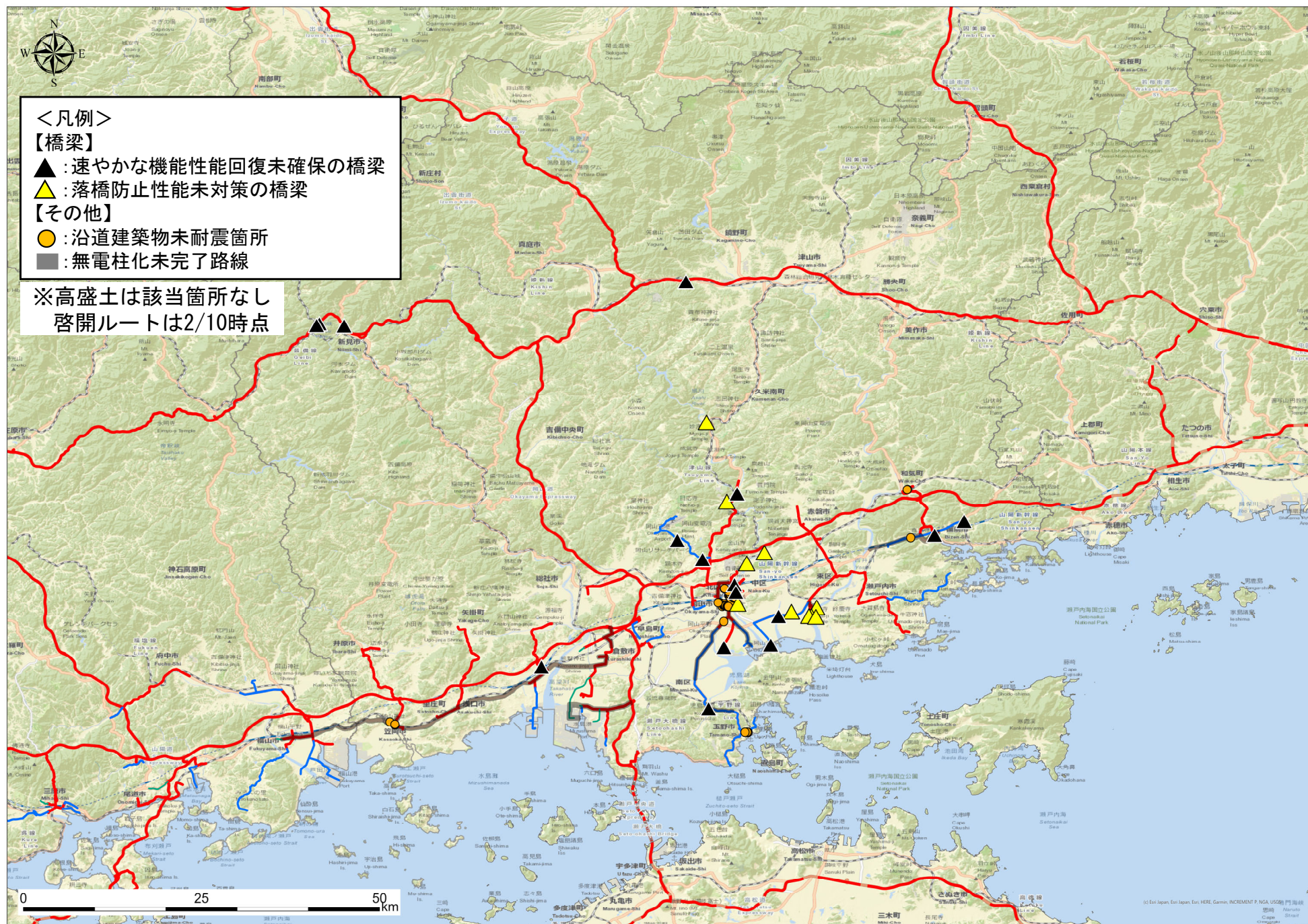


図 岡山県内における啓開ルート上のリスク整理イメージ

(4) 道路啓開ルートへのリスクの整理



図 広島県内における啓開ルート上のリスク整理イメージ

(4) 道路啓開ルートへのリスクの整理

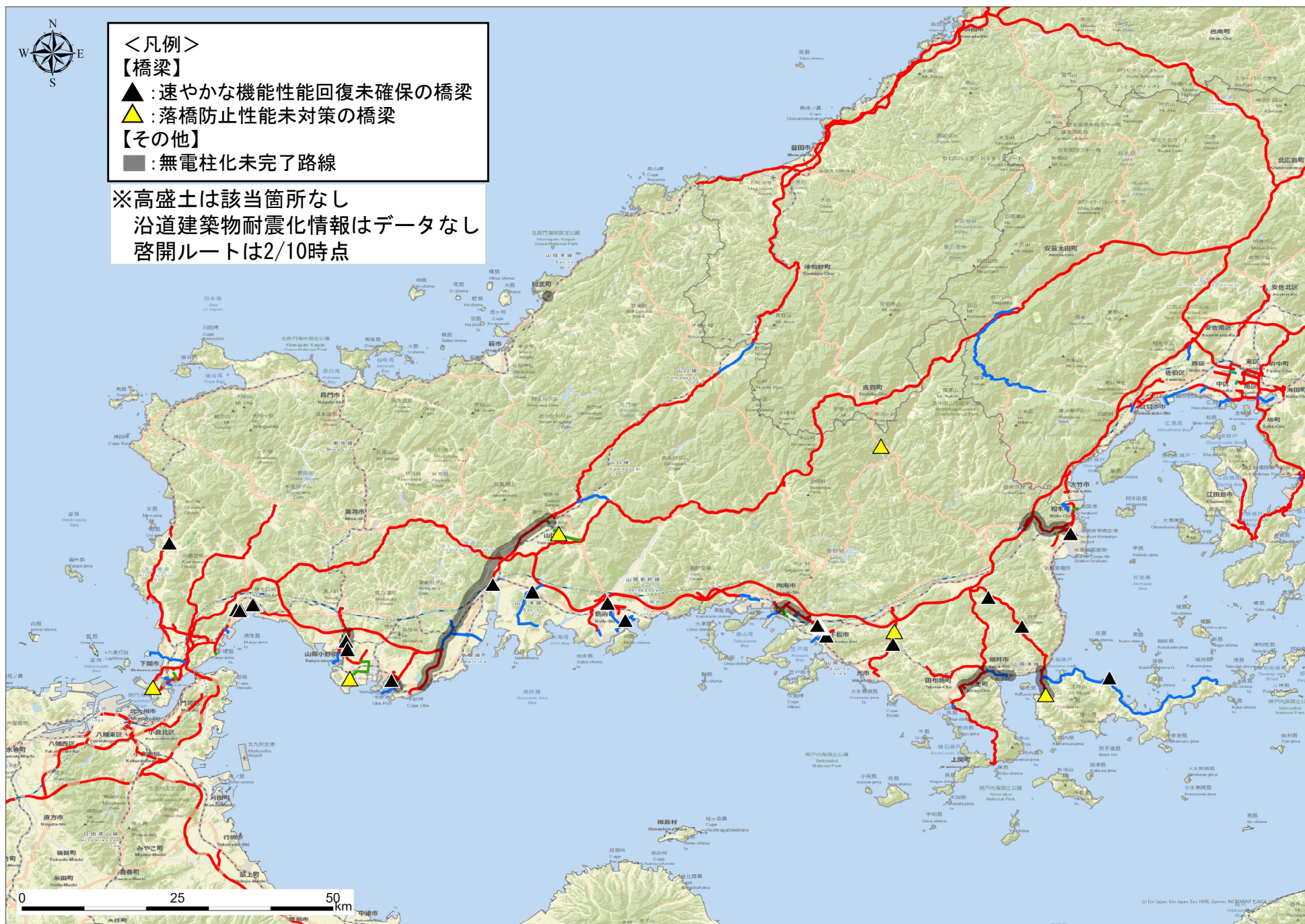


図 山口県内における啓開ルート上のリスク整理イメージ

(5) 地域の道路ネットワークの課題等の整理

【ガイドライン記載事項】

- 道路啓開計画の検討を進める中で確認された、道路啓開を実施するために隘路となる箇所等、地域の道路ネットワークの課題等について整理する。

【中国地方道路啓開計画への記載(案)】

- 検討中（各地域の新広域道路交通ビジョン等に記載の課題を踏まえとりまとめを予定）

組織	計画	課題
中国地方整備局	中国地方新広域道路交通ビジョン (令和3年7月)	<ul style="list-style-type: none"> 高速交通ネットワークの構築 空港・港湾と高速交通ネットワークとの連結性の確保 広島市や岡山市等の都市部の慢性的な交通渋滞の発生 頻発する大規模災害によるネットワークの寸断
島根県	島根県新広域道路交通ビジョン・計画 (令和3年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路のミッシングリンクや国道9号における国際コンテナ通行支障区間の残存等の脆弱なネットワーク 都市間の多様な連携に必要となり、かつ災害発生に備えるリダンダンシーの確保
鳥取県	鳥取県新広域道路交通ビジョン・計画 (令和3年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な自然災害時における物流のリダンダンシーを確保のため高規格道路ミッシングリンク解消、及び並行する国道等とのダブルネットワークの構築 境港や米子鬼太郎空港等の交通拠点と効率的に連絡する道路ネットワークの整備 中山間地域における救急搬送時間の短縮や災害時の孤立を防ぐための安定した道路ネットワークの構築
岡山県	道路の整備に関するプログラム (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> 高規格幹線道路(中国横断自動車道岡山米子線)と高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の整備 国道429号等の地域間を連絡する道路ネットワークの強化 岡山市、倉敷市等における交通渋滞の発生
広島県	広島県広域道路交通ビジョン・計画 (令和3年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 低速度区間及び主要渋滞箇所の存在 広島空港や広島港、福山港、県内主要駅等へのアクセス性向上 災害時にも機能する道路ネットワークの構築
山口県	山口県新広域道路交通ビジョン (令和3年7月)	<ul style="list-style-type: none"> 山陰道を含めた高速道路ネットワークの充実・強化 山口宇部空港や新幹線駅等の広域交通拠点へのアクセス強化 山陽側都市部の慢性的な渋滞の解消 災害時等の信頼性の確保
広島市	広島市総合交通戦略(令和4年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 渡河部を中心とした交通渋滞の発生 未着手となっている都市計画道路の整備
岡山市	岡山市総合交通計画(平成30年9月)	<ul style="list-style-type: none"> 外環状線内側における交通渋滞の発生

(6) 複合災害の扱い

【ガイドライン記載事項】

- 1) 他の自然災害との複合災害について
 - 最近では、能登半島地震後の奥能登豪雨により、多数の土砂崩壊が発生し、厳しい現場条件の下で、再度の道路啓開が必要となったところである。この様に、地震・津波災害に加え、火山災害、雪害、風水害（洪水、土砂）が同時もしくは後発で発生することも想定し、道路啓開の安全¹⁰かつ着実な実施に向けた備えを検討することが重要である。
 - このため、地震後の豪雨における、地盤の緩みによる土砂崩壊リスク、河川施設の地震被害による洪水リスクなど想定されうるシナリオや課題¹¹について整理し、あらかじめ関係者間で認識を共有することが必要である。
 - また、これに対応した道路啓開を実施するための情報収集や体制の確保について、今後順次策定を行う火山災害、雪害、風水害（洪水、土砂）に関わる道路啓開計画の検討と並行して、関係者間で検討を進めることが必要である。

(6) 複合災害の扱い

【中国地方道路啓開計画への記載(案)】

- 令和6年1月能登半島地震後の同年9月の奥能登豪雨では、地震で緩んだ斜面から多数の土砂崩落が発生し、再度の道路啓開が必要となった。地震・津波災害に加え、風水害、雪害が同時若しくは後発で発生することも想定し、道路啓開の安全かつ着実な実施に向けて備えることが重要である。このことから、地震・津波発生後に台風など、大雨が加わる複合災害を想定し、被災シナリオを設定する。

表 複合災害による被害シナリオ

先発の自然災害による 地形・施設の変状		後発の自然災害による被害の 発生シナリオ		被害の発生に つながるポイント	後発災害の 発生時期
地震 ・ 津波	斜面の崩落・不安 定化	大雨 (台風)	<ul style="list-style-type: none"> 不安定化した斜面の崩壊 崩壊の拡大の発生 強風等による倒木、電柱倒壊被害 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流、地すべり) 洪水浸水想定区域(浸水深さ) 	出水期
	盛土のり面の崩 壊・不安定化	大雨	<ul style="list-style-type: none"> 不安定化したのり面の崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域(浸水深さ) 	
	河道閉塞の発生	大雨	<ul style="list-style-type: none"> 河道閉塞の決壊に伴う土石流・洪水が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 河道閉塞の有無 	
	段差・亀裂(橋梁 段差含む)の発生	大雨	<ul style="list-style-type: none"> 段差・亀裂の拡大 河川氾濫や流木による橋梁被害 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域(浸水深さ) 	
	堤防の沈下	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 潮位上昇による沈下した堤防からの氾濫 	<ul style="list-style-type: none"> 高潮浸水想定区域(浸水深さ) 	満潮期

- このシナリオに基づき被害の発生につながるポイントとして、次のリスクについて図示し、関係者間での情報を共有する。
 - 土砂災害警戒区域：斜面の崩落リスク
 - 洪水浸水想定区域：斜面・のり面の崩落・不安定化のリスク
 - 高潮浸水想定区域：沿岸部の道路浸水リスク

(6) 複合災害の扱い

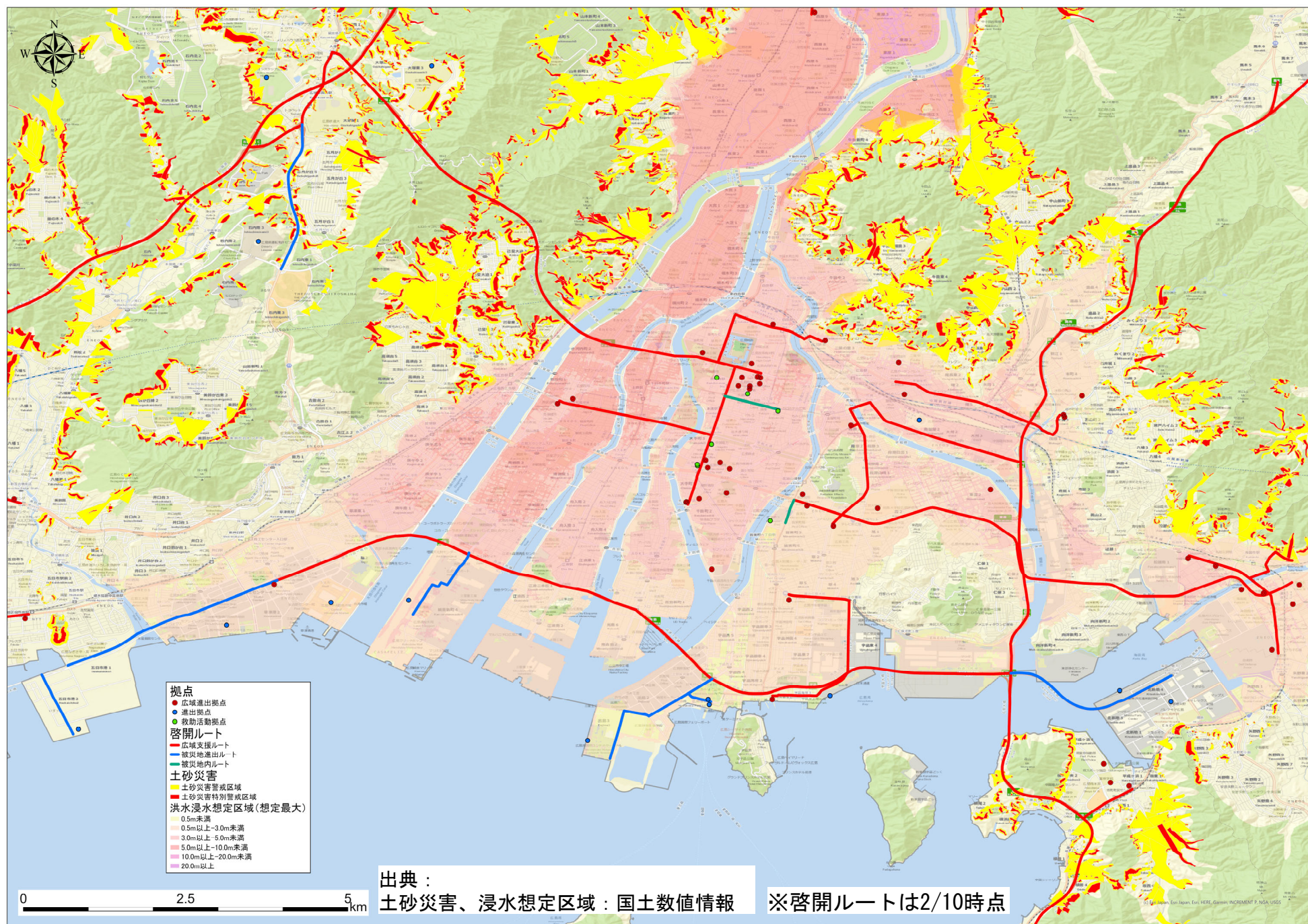


図 啓開ルート上の洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域イメージ（広島市周辺）

(6) 複合災害の扱い

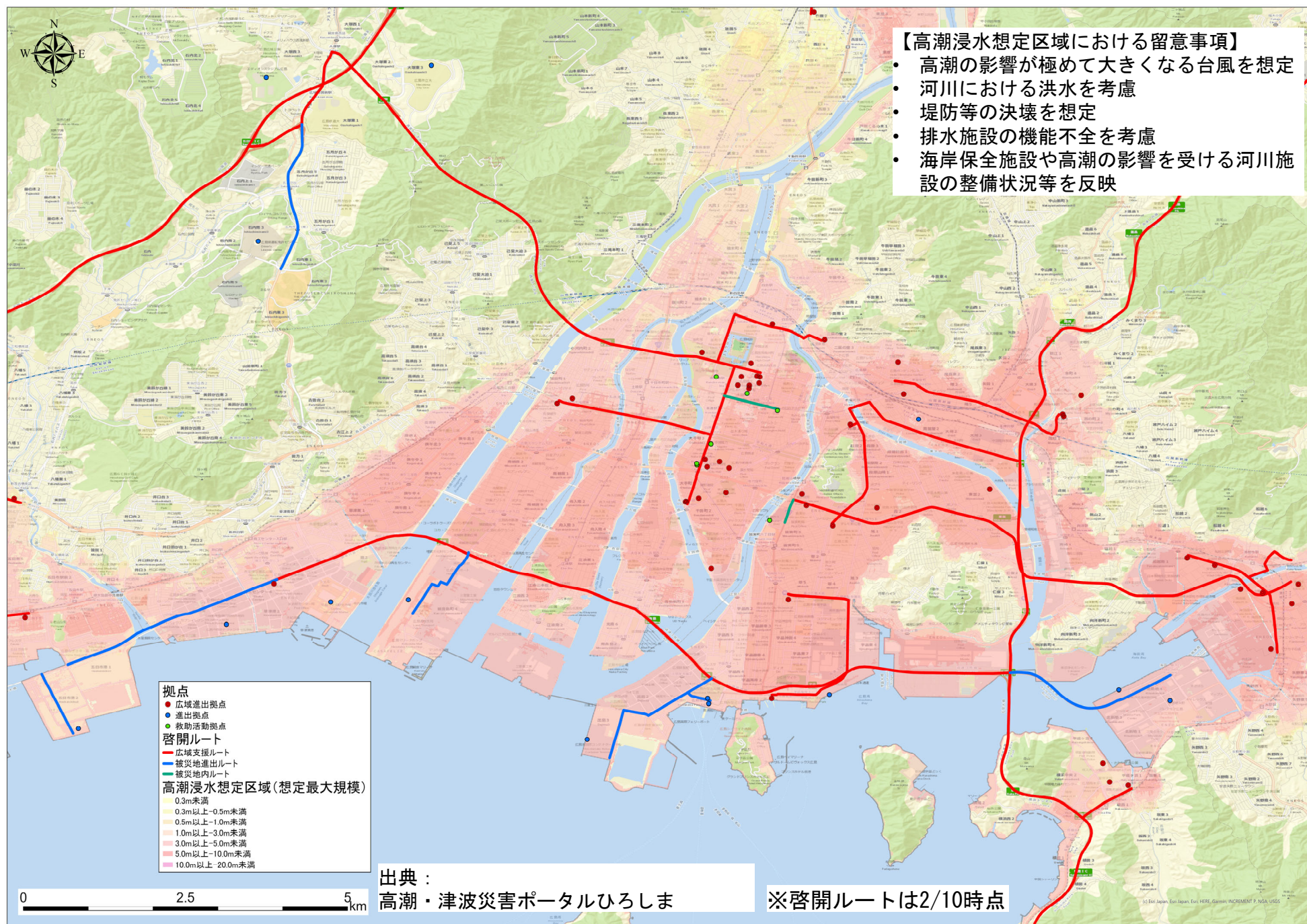


図 啓開ルート上の高潮浸水想定区域イメージ（広島市）

(6) 複合災害の扱い

【ガイドライン記載事項】

2) 原子力災害との複合災害について

- 原子力立地地域においては、自然災害に伴う道路啓開ルートに、原子力災害の避難計画に位置付けられた避難ルート（緊急輸送道路以外も含む）等を重ね合わせたルート図を作成し、（避難路が被災した場合は、道路啓開の優先路線・区間に追加するなど）複合災害時の優先啓開ルートの関係者間の円滑な調整を図る。
- 道路管理者、建設業者等による道路啓開の現地作業については、緊急事態の区分（①警戒事態、②施設敷地緊急事態、③全面緊急事態）や、重点区域の区分（PAZ、UPZ）に応じた対応（作業中止や退避等）について、安全確保に十分留意し、各地域の避難計画¹²等を踏まえた運用を検討する。
- 原子力施設の立地地域においては、道路啓開作業の判断に際して、緊急事態情報やモニタリング情報等が不可欠であるため、これらの情報について、道路管理者が、原子力災害対策本部や地方公共団体等から、確実に収集するための体制（連絡系統図、リエゾンの派遣等）を構築する。また、現地啓開作業を実施する建設業者に対して、道路管理者から、作業の実施、継続、中止、退避等の情報を確実に伝達するための体制を構築する。
- 道路管理者は、原子力災害情報の収集・伝達の実効性向上のため、原子力関係部局、地方公共団体が実施する原子力防災訓練等に参加する。あわせて、建設業者等への情報伝達の訓練を実施する。

(6) 複合災害の扱い

【検討結果】

- 中国地方は、島根原子力発電所（島根県）と伊方原子力発電所（愛媛県）の2箇所の原子力災害対策重点区域に含まれているが、以下の理由を踏まえ、本計画では取り扱わない。

原子力発電所	理由
島根原子力発電所	・南海トラフ地震における地震防災対策推進地域、津波特別強化地域内に立地していないため
伊方原子力発電所	・南海トラフ地震における地震防災対策推進地域、津波特別強化地域内に立地しており、上関町八島町の一部がUPZ(概ね5～30km圏内)内に位置しているが、当該地域の避難は船舶によるものであるため

UPZ内における離島（山口県上関町八島）の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 上関町は、一時移転等の指示が出た場合は八島ふれあいセンター（島内集合場所）及び上関町総合文化センター（島外避難所）に町職員2人1組を配置。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、八島ふれあいセンターに徒歩、町公用車で移動した後、八島港から船舶により避難。
- 八島港から室津港までは、かみのせき丸（町定期船）、漁船で移動し、室津港から島外避難所となる上関町総合文化センターへ徒歩、町公用車で移動。
- 船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで八島ふれあいセンターにおいて屋内退避を実施。

上関町八島

伊方原子力
発電所



船舶による避難

避難経路:
八島ふれあいセンター(島内集合場所)→八島港→
[船舶移動(かみのせき丸)]→室津港→上関町総合文化センター(島外避難所)

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

出典：伊方地域の緊急時対応
（全体版）（伊方地域原子力
防災協議会、令和2年12月）
https://www8.cao.go.jp/gen-shiryoku_bousai/kyougikai/02_ikata.html